

平成15年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成15年3月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森 河 昌 之	2番	小 野 隆 雄
4番	山 本 直 子	5番	松 田 正
6番	中 西 和 夫	7番	野 呂 民 平
8番	里 川 宜志子	10番	西 谷 剛 周
11番	萬里川 美代子	12番	中 川 靖 広
13番	喜 多 郁 子	14番	浅 井 正 八
15番	木 田 守 彦	16番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦 口 隆	係 長	上 埜 幸 弘
--------	-------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
監 査 書 記	藤 原 伸 宏	住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳
福 祉 課 長	野 崎 一 也	健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也
環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦	住 民 課 長	西 谷 桂 子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、会議は成立いたします。なお、森河議員から少しおくれるとの連絡を受けております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○議長 (小野隆雄君) 10番、西谷議員。

○10番 (西谷剛周君) それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、近隣7町の中で斑鳩町がトップを切り、平成12年10月から4種類の町指定ごみ袋 ――可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、空き缶・空き瓶によるごみ分別が住民の皆さんに義務づけられ、2年以上が経過いたしました。町行政が住民に打ち出した地球環境にやさしいまちづくりと称して、斑鳩町のごみの減量化とリサイクルを目的とし、住民の方々がごみ袋の有料化を受け入れておられますが、当初から私はこのごみ分別に携わる住民の方々から次のような問題点や不満の声をたくさん聞き、平成13年6月議会に一般質問をし、満足な回答が得られず、平成14年度では6月議会と12月議会で再三ごみ問題を取り上げ、住民の不平不満を一般質問いたしました。これに対し町長は、私の周りにはそのような不満の声はありません、他の議員からも聞いたことがないとの答弁でした。

ここで、改めて住民の方々の要望や不満の声を紹介いたします。

まず最初、4種類の町指定ごみ袋のうち、ペットボトルと空き缶・空き瓶の2種類の袋だけが無料となり、なぜ住民が一番必要とする可燃ごみ袋や不燃ごみ袋が以前の価格より高くなっているのか。ごみの有料化はやむを得ないが、指定袋にしたのなら、どの袋も今よりも買い求めやすい価格に均等化すべきではないのか。あるいは、ごみ袋のお金はとるわ、質は悪いわ、おまけに一方的にリサイクルやいうて1戸当たり30枚ずつ無料で資源ごみ袋をくれると言わはっても、買い物のときにスーパーの回収箱に持っていくので要らへんと。どうせくれるんやったら、一番使う可燃ごみ袋が欲しい。あるいは、町の都合で一方的に私ら住民に相談もなく30軒に1つのごみステーションを設置すると言われても、いろいろと事情があるので急には決められへん。本当にごみステーションを設置するの

なら、せめて1年ぐらかけ、行政と住民が互いに納得して初めてで
きるかと違いますかと。ごみ分別も、ごみを出しているのは私たち住民やで
——などと
大変厳しい苦情を耳にします。

そこで、住民の声を代弁し、私の質問に入ります。

まず、町が指定する4種類のごみ袋は、どの業者に発注し、1枚当たりの単価は幾らか
ということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町指定袋の発注業者と単価についてということでござい
ますけれども、可燃ごみ袋の購入業者につきましては、日本グリーンパックス株式会社で
ございます。

購入単価につきましては、平成13年度の購入時では、消費税込みで1枚当たりの単価
が、可燃の大、45リッターの袋ですが、12.6円でございます。可燃の中、30リッ
トルの袋でございますけれども、9.45円。可燃の小でございますが、これは20リッ
トルでございます。7.35円でございます。次に、不燃のごみ袋につきましては、平成
12年度の購入時でということで、消費税込みの1枚当たりの単価につきましては、大の
袋、これも45リットルですが、13.11円でございます。そして、中の袋、30リッ
トルでございますが、これは8.78円でございます。資源物の回収袋につきましては、
平成14年度の購入時で申し上げますと、消費税込みで1枚当たりの単価が、缶・瓶用で
8.085円、ペットボトル用で6.09円でございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） では、4種類の町指定ごみ袋は、年間何枚、利用枚数はどれぐ
らい住民の方が使われているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 年間の使用枚数でございますけれども、13年度の実績
ということで交付をさせていただいた枚数でお答えをさせていただきたいと思いま
す。可燃の大が48万4,940枚、可燃の中の袋が15万2,840枚、可燃の小で4万3,
150枚でございます。続きまして不燃のごみ袋でございますけれども、これの大のほう
では、7万330枚、中の袋でございますが、1万6,680枚となっております。次に
、資源物の袋でございますが、缶・瓶用では19万5,480枚、ペットボトル用で16

万380枚でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、今値段を聞きますと、可燃ごみで12.6円とか、不燃ごみでは13円11銭とかという形が出ているんですが、実際通常ごみ袋というのは、今は100円ショップでも売られているんですが、大体は20枚で100円みたいな感じで売られております。

そこで、私は若干高いように思うんですが、町指定ごみ袋の入札には、大体何社ぐらいが入札に参加して決められているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 袋によりまして、特許をとっておられてその業者しか発注できないというような袋のところもございますので、その袋につきましては随意契約という形でさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

可燃ごみ袋につきましては、ダイオキシンの生成を抑制し、飛灰中の重金属を吸着できる水酸化アルミニウムを配合しました複合樹脂フィルムを使用しておりますので、このため、先ほど申し上げましたように、随意契約でその特許を持っております業者と行っております。

不燃ごみ袋の関係につきましては、議員もご承知いただいておりますように、袋の下のほうにグリップというものが、細長いものがたれたようなものがついております。これも、この方法を、収集時に作業員の安全を図るためにそういう袋を採用をさせていただいております。そういうので、これもこの業者のほうで特許をとっておられるということで、これにつきましても随意契約をさせていただいているということでございます。

それから、資源物の袋につきましては、3社によります入札を行っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長のほうから、ダイオキシンを吸着する、水酸化アルミということでは言われたんですが、実際にその特許を持っておられるということなんですが、どれぐらいのほかの通常のごみ袋と比べて成果というのはあるんですか。データがあったら教えていただきたいんですが。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、申し上げました可燃の袋につきましては、その業者につきましては実際の炉で実験を行って、どれだけの吸着がされるか、抑制をしていくか

ということで実験をされております。ほかのところにつきましては、そういう実際の実験をやっておらずに、データというのは数字、計算上というんですか、そういう成分上で、机上での計算でやられたデータということしかなかったものですから、データ記載と、ダイオキシンの吸着効果等についてのそういうデータ等がございません。ただ、申し上げましたように、今特許を持っておられるところにつきましては、そういう効果等の実際の炉で実験をされておるということで、そこの業者の分のデータとしてはございますけれども、他の業者との比較をするということにつきましてははでき得ないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それではちょっと角度をかえて聞きたいんですが、今、斑鳩町がそのように特許がある1社しか持っていないというそういう会社に随意契約でされているという中で、例えば斑鳩町と同じようなごみ袋を使用をしている自治体というのは、奈良県でどれぐらいあるんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 知り得ます範囲の中では、県下ではまずないと思っております。といいますのは、町といたしましては、ダイオキシンの処理場の改修工事を行いますとともに、そういう形でダイオキシンの発生を抑制するためにこのように袋自体が焼却する段階でダイオキシンを吸着していく効果のあるものをということで採用させていただいておりますので、その点でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、斑鳩町で以前の袋より今回のこういう袋に変えて、町の炉というのは、それでよくなっているんですか。ダイオキシンの数値というのは下がっているんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 問題が発生してから後の話としてそういうダイオキシン測定を実施をいたしております。そして、炉の改修とか、こういう袋を採用する以前の数値としては持ち合わせてないので比較はできないところでございますけれども、衛生処理場の炉のダイオキシン対策並びにこのごみ袋を採用することによりまして、国で規制されている数値よりもかなり低い数値で当町の衛生処理場から排出されるものについては、数字的には相当低い数値であらわれているということは間違いのないこととございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私、聞いている中で、特許を持っている業者がこの1社しかないのそこに発注した。その中で、それはダイオキシンを吸着するので非常にいいという話なんです、ただ素朴に私が思うのは、それだけいい袋であるとするなら、当然各奈良県の自治体も採用されるはずではないのかなという感じがいたします。幾ら今の部長の話聞く中でも、私は、単価というのは、私が思うた単価よりは相当高いなという印象が否めません。これは多分、普通のごみ袋の、大体ごみ袋の単価というのは1枚どのくらいかというのは、実際主婦の方が一番よくご存じやと思いますから、そういう中では、今言われている特許を取っておられるこの1社に決めた。結果としてこの単価であるというのは、非常に私は高いと思います。

そこで、それじゃ再度お尋ねしたいんですが、町としては少なくともこれだけ、今具体的に以前の普通のごみ袋と町が発注している袋の部分の中で、これ以外に例えばごみのダイオキシンについて減らすような、そういう特許を持ったメーカーはほかにないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どものほうで調査をする中では、この業者しかないところ、このように聞いているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私自身は、今回の答弁を聞く中では、どうしても1社にしかできないような選定条件みたいなものがあるのかなというような、何か不思議に思います。それだけ斑鳩町がこだわって、これだけ皆ダイオキシンについては、各自治体の中でも関心を持っておられるし、ごみの問題の中でもやはり関心度が高いわけですから、それだけすばらしい袋やったら、私はもっと奈良県下に波及してもいいんじゃないかなと思うんですが、聞いてみますと、斑鳩町だけであるということについては、どうも私は腑に落ちません。データ自身も、実際には、町としてはダイオキシン測定をされたのがこの袋を導入されてからということなんで、それ以前のデータがないということなんで比較はできないんですが、この件については私は、町の少なくとも皆さんの税金を使用されるわけですから、やはり基本的には競争入札をする。競争入札をすることによって袋の単価が下がり、それが結果として住民皆様のごみの収集の費用の削減にもなるのではないかなと思います。この件につきましては、私自身も自分なりにまたよその自治体等のデータを入手

しながら、また引き続き自分なりに研究してみたいと思います。

それでは、次に、ビニールごみ、ペットボトル、空き缶・空き瓶のごみ分別の最終処分業者の選定と年間委託料をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 最終処理業者の選定方法と年間委託料ということでございます。

まず、ビニールごみにつきましては、いろいろと議会のほうからもご指摘をいただきまして、それらのリサイクルができる方法等の調査研究もというようにご指摘もいただいております。そういうことで、現在進めているところでございますけれども、このビニールごみにつきましては、株式会社南都興産と契約をいたしております。それで、その業者につきましては、一般廃棄物の管理型最終処分場というのは県内にほかにないということで、この業者と随意契約をさしていただいております。その費用でございますけれども、13年度の実績ということでお答えをさせていただきたいと思います。費用といたしましては、1億763万5,500円でございます。

缶と瓶類につきましては、有限会社馬本商店と選別及びリサイクル処理の委託契約を行っているところでございます。これにつきましても、他町村が委託を行っております金額とも比較をしながらこの業者と随意契約を行っているところでございます。13年度の処理費用につきましては、514万639円でございます。

続きまして、鉄類につきましても、先ほどの缶・瓶類と同様の考え方で行ってございまして、有限会社馬本商店と委託契約を行っております。鉄類につきましては、最終処分場で不燃ごみを破碎処理をいたしまして、そして回収をいたしまして、その回収した鉄につきまして53万9,038円の委託、粗大鉄につきましては124万7,150円の委託料という形になっております。

次に、ペットボトルにつきましては、収集をいたしましたペットボトルにつきまして、衛生処理場で圧縮処理を行っております。その後、容器包装リサイクル法に基づきまして国が定めております分別基準適合物の再商品化ということで、国が定めております日本リサイクル協会と委託契約を行っております。その費用といたしましては、6,703円でございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ビニールごみが南都興産で1億もかかっているということですね。それと、ペットボトル、今ちょっと聞きのがしたんですが、ペットボトルは引き取る日本リサイクル協会に、その中のペットボトルの費用というのは、もう一度確認したいんですが、年間今言われた金額ということでもいいんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この分につきましては、協会のほうで負担もいただくということで、その処理費用の1%が町が負担するというので、年間の6,703円、1%の負担だけで町が済むということでございますので、その1%の分で1年間で6,703円ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、聞いている中で私は驚いたのは、ビニールごみです。ビニールごみが1億円も処理費用がかかる。今このビニールごみというのは、袋も、どんな袋でも関係なしに出せるというふうに町のごみの分別の中ではなっていると思うんですが、それで間違いありませんか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） このビニール類につきましては、指定ごみ袋はございません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、今言われた中でも、すべて業者は随契でやられているということの中で、業者を——通常町行政が発注する場合には、当然公金ですから、できるだけやはり安い費用で最大の効果を上げるという中では、私は入札とかそのようなものが通常当たり前に行われていると思うんですが、この業者についても随契ということの中で、随契にしなければならないそのような理由があればお聞かせ願いたいんですが。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、ビニールごみの処分につきましては、一般廃棄物ということになりますので、それらの処分場の許可を持っておられるところということも限定がされてこようかと思っております。そういう点で、奈良県内にそういう最終処分場、許可を持って最終処分場を持っておられる業者というのがここしかないということで、こういう形でさせていただいたということでございます。

あと、馬本商店の他の処理の委託につきましては、そういうことで、今議員も申されて

ますように、私どもといたしましても契約する際には当然その業者の方ともいろいろ交渉をする中で、安価に契約をさしていただいている、このようには思っております。ただ、こういう形で、以前からもそういう形で取り組んでまいったという経緯もございますし、この業者につきましては、リサイクル等の関係も、処分につきましてもきちんとやられているということの中で随意契約をさしていただいているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、確かに缶、鉄とかいうのは、金額は500万ぐらいなんやけど、やっぱり一番大きな1億円も年間処理費用がかかっている業者について随契であると、それでここしかないということなんですけど、実際に例えばビニールごみというのは、処分するのに、今言われている南都興産については、要はサンドイッチ工法でビニールを埋めて上へ土をかぶせてまたビニールをほり込んでということになっているんですけど、ビニール処理について、例えば埋め立てしか処分の方法がないのか。例えば、通常考えて、例えばリサイクルでけへんとしたら燃焼というような形にでけへんのか。通常簡単に考えたら、熔融炉とかそういう形のそういう施設があれば、もっと処理費用というのは安価にできるのではないかなと思うんですけど、その辺については、いろいろ検討をされた結果この埋め立てのほうが費用として一番安いということになったんですか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のご指摘のように、これは以前から山本議員からもご指摘のように、斑鳩町のごみの問題、あるいは全国的なごみの問題等については、可燃物についてはやっぱり生ごみの問題が一番大きな問題があると。生ごみを区別することが一番大事であろうということもございました。

それと、ダイオキシンの問題が発生してから、塩化ビニールを除去すりゃいいけども、ビニールもプラスチックもすべてをそういう形で今町は収集をさせていただいてます。市町村によっては、プラスチックも全部焼却される可能性があります。隣の三郷町もすべてそうです。しかし、そうすれば、炉が傷みやすいんです。2年ぐらいしたらもう煉瓦が全部はがれてくるんです。そこらのことを十二分に検討しながら、我々も以前から山本議員からご指摘されているように、斑鳩町のごみを、ビニールをプラスチックを御所の一般廃棄物の業者にそういうことに任しているということは、斑鳩町は残念ですと、それにかわる方法はないですかということもいろいろご指摘されているんです。そして、全国的にそういう先進地的なところを研究しながらいろいろとあるけれども、今当面はこれしか

しのげないということで、この間の12月議会でも、何人かの議員さんが、町長、いつまでもこういう一般廃棄物業の御所にほかにしているということは、やっぱり考えないかんですよということを指摘されてから、我々職員グループを組んで、とにかくそういう先進地を調べてくれと。今奈良市が問題を起こした問題等についても、あれは日本鋼管との関係がありますけれども、日本鋼管とどの部分のビニールが除去されるのか、日本鋼管と契約されているのか、今それを職員に研究をさせてます。いろいろと研究させてます。

そういうことを踏まえながら、私もやっぱり議員の皆様方も、そういう知恵があれば、我々もそこへ行って勉強しながら、安価で、そしてそれがうまく可能であるのやったら、我々としてもそれを取り入れていきたいという気持ちもございますし、絶えず私はやっぱりごみ問題というのは、日進月歩と思うんです。とにかく1つができたらまた1つがだめなんです。今、古紙にしたって、中国がどんどん買うから、今日本の古紙は上がっているんです。そのこともやっぱり考えてみないと、一時は雑誌でもすべて逆有償で金を払ってました。いろんなことのごみの問題というのは、次から次へと展開されてくるんです。一つの町がそういうことを起こしたら、収集業者は必ずまた問題が起こってくるんです。

そういうことも踏まえながら、我々はこのビニール、プラスチックの関係等についても、いつまでも御所に、あるいは南都興産に、1億何ぼとおっしゃいますけれども、我々としては取っていただけというだけでもありがたいという気持ちがあるわけです。これがもしあしたからでも断られたら、斑鳩町としてはこのビニール、プラスチックはずっとどこかへ待機させないかんです。

そのことを早く、できるだけいつまでも一般廃棄物業の業者に頼らなくてもいいような環境づくりをつくりたいというのが我々の願いでありまして、また、議員さんの皆さん方も、そういうことがもしあったら我々に教えていただいて、そしてお互いに研究をしながら、斑鳩町から出るこのビニール、プラスチックを早くそういう処理ができる可能性を見届けていきたいという気持ちでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、町長が言われているんですが、ただ再度ちょっとお聞きしときたいんですが、実際にビニールごみを、どこの町村でも出ると思います。今、町長が言われるように、三郷町では自分とこの炉で燃やしているということなんです、実際に自分とここで処理しなくて他の斑鳩町と同じような形でその業者に処理を委託されているというのは、そういうのは奈良県下にあるんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県内には、そういう形で処理をされているところはありません。数的には幾つということにはちょっと把握できておりませんが、今町長のほうからもありましたように、奈良市におきましては、そういう形で、助燃剤という形でビニールごみの分は日本鋼管のほうへ処理をされているようにも、これは新聞紙上等も載っておりましたので確認はできておりますけど、その他の件につきましては、ちょっと把握はしておらないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長、助燃剤ということで奈良市で使われているということなんですが、実際その場合には、今の町がやっているそういう委託について、委託費用というのは、助燃剤で使うほうが、斑鳩町が今南都興産にしている部分よりも、金額的にはどういぐらいの差があるんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 12月の議会でもお答えをさせていただいておったと思うんですけども、三重県のほうでもそういう形で処理ができるような形の部分があるようにも聞いております。そこへ持っていきますと、今私どものほうで委託をさせていただいておりますトン当たりの単価よりも、あのときで3万何ぼだったと思うんですが、輸送費からいろいろ混ぜまして、その三重県のほうへ持っていくとしたら3万何ぼぐらいの単価で処理ができるというような話がありました。ということは、今現在私どものほうで委託をさしてもらっている業者と比較しますと、3倍ないし4倍弱の単価のアップになるのではないかなと、このようには思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 実際に今よりも高いという単価に、3倍ぐらいの単価になるという部長の答弁でありました。しかし、今回改めてこれを見たときに、実際に一番費用のかかっている部分の中で、ビニールごみというのは、恐らく住民の皆さんも、これだけ1億もかかっているというのは思ってもおられないでしょうし、ましてやそれが指定袋もなしに無料で出せるということについても、私は改めて驚きますとともに、受益者負担という形で導入されたその部分が非常に、やはり不公平な形、あるいは受益者負担という制度そのものについての町の今の価格の設定そのものが、やっぱりちょっと違うん違うかなという感じがいたしました。

私は、町指定ごみ袋の業者やごみ最終処分場の業者選定にしても、やっぱり入札もない、随意契約をしてみたり、また資源ごみのリサイクルと称してペットボトル袋や空き缶・空き瓶を無料配布しているが、相当なやっぱり今聞く中では費用がかかっております。住民の中には、ペットボトルや空き缶・空き瓶の資源ごみ袋を町が無料配布するのは、住民が率先してペットボトルや空き缶・空き瓶をリサイクルごみとして町に回収してもらったら、それが斑鳩町の収益になると勘違いしておられる住民の方も結構おられました。片やペットボトルやトレイ等は買われたスーパーやコンビニに買い物の際に回収ボックスに戻すという方法をとっておられ、結果として斑鳩町のごみ減量に貢献されている方もおられます。今後、町と住民が一体となり、よりよい方法でごみの減量化やリサイクルを目指していけば、ごみの減量化となり、町のごみ処理費用の軽減にもなると思います。

私は、地球環境にやさしいまちづくりというのは、リサイクルできるからそれでいいんやという風潮が結構あるんですが、よくよく考えてみますと、基本にごみを出すものを買わない、そういうことが基本ではないのかな。リサイクルできるからいうてペットボトルとかいろんなものを買っていく。人によっては、生活環境が違いますから、仕方ない方もありますが、住民それぞれがやはりそういうことを、まず基本にごみを出さない物を買うときに意識するというのが大事ではないかなというふうに思います。

平成12年度からごみ袋の有料化を実施されていますが、私は一たん町が決めたからといって、これまでの方法に固執することなく、ごみ分別をされる住民の方々がより分別をやりやすい方法に見直すことが大事であり、それが住民主役の地方自治ではないのかな。私は今回請願された住民の方々と一緒に歩かしていただきまして、いろんな意見を聞かせていただきました。そこで、行政や我々議員は、もっと真剣に住民の声を聞きその住民の声を行政に反映させるべきであると、私はこの請願の皆さんと町内を歩いて強くそういうことを思いました。

それでは、続いて峨瀬自治会集会所問題に移りたいと思います。

工事中止となっている峨瀬自治会集会所建設に関する公文書の確認をしておきたいと思えます。

平成12年9月7日に峨瀬自治会集会所建設の工事着工届を町長が受理した理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交

付要綱に基づき、峨瀬自治会代表である自治会長より提出されたので受理したものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、工事着工届を受理したにもかかわらず、1週間後の平成12年9月14日に町長が受理した理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町といたしましても、自治会内において集会所建設についての課題等もあることから、自治会長と協議する中で、峨瀬自治会として解決する必要があると判断され提出されたものであると認識し受理したものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、中止届は、だれがどのような理由で提出されることになったのか、その経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会建設について、峨瀬自治会住民より町のほうへ直接陳情があったので、それらの件について自治会内で調整をしていただく必要があると考え、自治会長と連絡をとりながら協議をさせていただきました。そうしたところ、当時の東川自治会長が総合的に判断され、峨瀬自治会代表として提出されたものであると認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町が少なくとも自治会長に連絡をしてということを確認した上で次の質問に移りたいと思うんですが、それでは平成12年6月5日に町有地の土地使用承諾書を町長は峨瀬自治会に交付をされていますが、その交付理由は何か、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成12年12月議会的一般質問におきましてもご答弁させていただいたところでございますが、本町といたしましては、この町有地につきましては、龍田西3丁目地内の開発行為において、業者が地元自治会のため集会所用地を確保すべきところ、用地確保が困難として金銭で町に寄附された経緯を踏まえ、斑鳩町土地開発公社から集会所用地として取得したものでございます。

集会所の建設について、平成13年3月末までに完了させたいとの意向もあり、地元の

集会所建設に対し、峨瀬自治会に対しまして、風致地区内工事の許可申請の際に、土地所有者の土地使用承諾が必要であるとのことでありましたので、当該土地の町の取得理由を踏まえまして、平成12年6月5日に土地使用承諾書を交付いたしておるところでございます。

また、斑鳩町土地開発公社の所有地につきましても、峨瀬自治会集会所用地の一部であります。地縁団体の設立がおくれていたことから、有償譲渡できないため、風致の許可申請に当たり、土地使用の承諾について申し出がありました。その際、地縁団体設立後すぐに土地を買い取るという確約書の提出もございましたので、また、当該土地の所在、面積、坪単価についても協議済みであることから、平成12年6月5日に土地使用承諾書を交付したものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、町が開発業者による施設協力金、これを一たん町へ寄附歳入されて、一たん一般会計に入れられたその金額をもう一度また年を改めて自治会へ、地元に戻元するという名目で結果として土地で提供すると、これは少なくとも斑鳩町の条例のどの条例に基づいてされた行為なんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、その当時担当常任委員会にもご提案をさせていただく中で、施設協力金、たしか1,440万だったと思いますけども、その金を、集会所用地が確保できないということで寄附をいただきましたので、それをもちまして用地を町のほうで確保させていただいたと、そういう経緯があって、地元が集会所を建設されるに当たりましては、その分につきましては無償で譲渡をしていくというようなことで、特に条例ということではございません。そういった関係の中で寄附されたものでございますので、無償でもって譲渡していくと、集会所用地にあてていくということで進めてまいったのが経緯でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長言われたんは、実際少なくとも、施設協力金というのは業者から、要は少なくともこういう目的で使うてください、使いますよってお金くれということで町が業者に請求するものでも何でもなくて、ちゃんと斑鳩町の開発指導要綱の中でうたわれているもので、それを特定のその地域だけに寄附しますという形のものというのは、私はあり得ないと思いますし、多分今までもなかったと思います。

私は、結論から言いますと、峨瀬集会所の工事中止届は、前自治会長の東川氏ではなくて、町の行政指導によって中止届を出したと、そういうことで理解しています。そして、峨瀬集会所問題は、土地に私は問題があつて、行政として工事を中止せざるを得なかったのではないのか。なぜなら、チサンマンション5番館を建設する際に、開発業者の日本建設が、一たん町におさめた1,440万の施設協力金を地元峨瀬自治会に還元するという、そういう方法は町の条例の中にはどこにもありません。また、町長が交付した土地使用承諾書は、地方自治法第232条の2に違反した上に、契約もされてない。安易に町有地を峨瀬自治会に使用させたことに私はこの問題の原点があると思います。地元住民のためにも、行政が責任を持ってやっぱり対処し、その上で斑鳩町の住民のためにもとの町有地に私は戻すべきであると考えております。

それでは、次に最後の質問に移りたいと思います。

法隆寺東部土地改良区の水路管理費についてであります。

私は、町内をいろいろ歩く中でこの問題に突き当たりました。たまたま言われた住民の方からは、私もあっちこっちいろんなところへ住んでみたけども、こんな水路管理費やいうて毎年わずかではあるが1,000円の水利費をとりに来られるのは、斑鳩町が初めてです。斑鳩町って結構まだまだ私らにはわからん古い部分があるんですねということでおっしゃってました。

そこで、その中でその方が言われたのは、私は、金額の問題やなくて、やっぱりたとお金1,000円でも払う限りは、きちっとどのように使われて、そしてどういうふうにされているのかということは知りたいということでした。1月にお金をとりにこられて、そして領収書を見たら、2月になってたと。これはどういうこっちゃということで、非常に不満を覚えますということをおっしゃってました。これはひょっとしてたまたま私はその人一人なのかなと思ったら、ほかでもやっぱりこの地域の中では相当数の方がそれについて不満を持っておられます。

そこで、聞きたいんですが、法隆寺東部土地改良区に水路管理費を支払っている住民というのは、斑鳩町の中で何軒ぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） あくまでも土地改良区のことですので、こちらのほうから問い合わせをさしていただいたという形になりますけれども、760軒余りの非農家の方からいただいているというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の言われた760軒というのは、この区域のすべての非農家ということで考えていいんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すべての非農家と言い切れるかどうかわかりませんが、広範囲の大字の方のほうからいただいておりますと、その土地改良区の管理しているところからいただいているというふうには聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） この中には、マンション等結構あると思うんですが、マンションについても同じような形で集めておられるんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 同じようにいただいておりますが。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、その水路管理費というのは、どのように使用されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 農業用水路の維持管理を行うために、水路の改修工事の費用とか、年に2回、春、秋なんかには農家が行っている農業用水路の清掃費用にまかなわれているというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 清掃業務を行うということですが、今私自身が聞いた中では、水利管理費という形で集めておられるが、私は私の前の水路を清掃してもらっているのを見たことがないというのが、すべての私が不満を聞いた皆様方のご意見でした。

それでは、町内でこのような水路管理費を徴収している水利組合や土地改良区はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町内でほかに徴収しているところがあるかどうかということでございますけれども、そういう名目で徴収されているところは、ほかからは徴収しているとは聞いておりません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、水路管理費を徴収していると、この法的根拠は何かお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 法的根拠といたしましては、土地改良法の第36条第8項の規定によりまして、そこに経費の賦課という形が出ております。定款で経費の賦課という形で定めて、その対象者が受ける受益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができるという形の規定がございます。一応それでもらっておられるのかなというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、次に、法隆寺東部土地改良区内での宅地造成をされるときに、開発業者からこれまでに放流同意金等の名目で徴収されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 土地改良区では、今おっしゃられました造成時の開発業者からの放流同意金は、現在そういうのは徴収されていないと、こういうふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 現在ということなのですが、いつからそういう放流同意金を集められなくなったのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） それは、平成9年に耕地協会のほうから通達が出ましたときに申し合わせがありまして、放流同意に基づくそういうものはとらないという形が決まって以降は、そういう形はとっておられないというふうな形で聞いております。そういうふうにご理解しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、平成9年から放流同意金をとらなくなったから水路管理費という形で年間1,000円を集めておられるんですか。それとも、水路管理費は以前からずっと、放流同意金もとり、なおかつ水路管理費も並行して非農家に徴収されていたということではないんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） その件につきましては、9年よりも以前から施設管理費という形では徴収されていたように聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そうすると、実際私は以前に、開発業者に対し放流同意金を求めるというのは、これは違法ではないかなということで議会で一般質問をさしてもらいました。結局、そういうことの中で改善されたところはあるんですが、そのときに、放流同意金というのはどういう目的でそういうお金をとられるんですということを聞きますと、水路の維持管理のために集めるんですということでおっしゃった。今聞きますと、結局放流同意金を以前には集められ、なおかつ水路管理費ということで毎年徴収されている。そうなりますと、これは二重どりやないのかなという気がするんですが、町としてはその辺はどのように考えられますか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっておられる形なんですけれども、確かに水利というのは個々の団体でいろんな経緯があってやってこられたというふうに思います。その中で、今おっしゃっておられるように、放流同意に関しましては、議員の指摘もありまして、当然改められたということではないですけども、それは指導ということになったわけでございますけれども、水路管理費というもんにつきまして、それについては、先ほども申し上げましたように、そういう維持管理的なものをちょっと出していただくというふうな形で徴収さしてもらっていたというふうに聞いておりますので、どうかなというふうに考えております。

今おっしゃられました放流同意というのは、だからそれは余り適正ではないということととめたというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、この水路管理費については、徴収については、これは強制的に必ずこの法隆寺東部土地改良区内に家を建てたら水路管理費は払わなければならないんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 徴収時に協力依頼書を持ってお願いしに行っておられるということで、強制的に徴収はされていないというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長は、強制的に水路管理費は徴収をされていないとおっしゃいましたが、実際には徴収される中では、個々に回ってこられる部分と、それと自治会費の中から一括して自治会分を納めておられるという形態があるんですね。そういうのを見ますと、ほとんど自治会としては、納入方法としてはほとんど強制的に支払っているという形になると思うんですが、それと、これだけ、760軒もある中で、例えば水路管理納入者に決算書ですね、これは配布されているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今聞いているところによりますと、納入者の方に決算書まではお渡ししていないというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、平成13年度で結構ですんで、実際にこの土地改良区の年間の事業費というんですか、総額というのはどの程度なんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっておられるのは、手元に資料がないんですけれども、維持管理に要する費用ということでしょうか、経費ということでしょうか、13年度分の。

○10番（西谷剛周君） そうです。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すみません、ちょっと手元に資料がありませんので、後でということによろしいでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、やっぱり少なくとも、集めるということについて非常に不明確な部分がありますし、仮に集めたとしても、決算書も配られないということについて、住民の皆さんからは、私ら祭りの寄附をしても、ちゃんと祭りの寄附についてでも、こういうふうに使いましたという決算書があると。ところが、毎年このように強制的に水路管理費を集められるのに、我々に一度もそういう決算書を配られたことがないという中で、非常に不信感がありますし、また私がショックやったのは、斑鳩の地に、法隆寺の見える地に住んでよかったということで、斑鳩にあこがれて来られた方が、5～6軒私の周りで転出していかれた。その中で、転出されるときに、いや、斑鳩にあこがれて来たんやけど、まだまだこんな古い部分が残ってあるんやというのを言われて皆出ていかれたということを知ったときに、非常に斑鳩に住んでよかった、訪れてよかったという斑鳩の町が

打ち出しているイメージとは非常に私はギャップがあるなという感じがいたしました。こういう水路管理費については、もっと町がやっぱり明確に、本当にこんな水利費を集めることがこれからの住民とのまちづくりの中でええのかどうかということについては、もう一度やはり町のほうで考えていただきまして、住民の皆さんがやはり納得できるような形でこの問題の対処をしていただきたいということを強く要望いたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 一般質問に入る前に一言御礼を申し上げます。

私は、多くの方々の真心のご支援で、町議会議員として送り出さずして16年になります。あっという間の16年でした。無我夢中の16年でした。この間、私も女性の視点から、福祉、環境、教育の取り組むべき課題について、多くの意見や要望を訴えてまいりました。町長はじめ理事者の皆様方のご努力によって、実現でき得た施策がいっぱいあります。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。これからも、皆様方が健康でより一層の住みよいまちづくりにご尽力くださいますことをお願い申し上げ、私の最後の一般質問をさせていただきます。

初めに、人にやさしい道づくりについてでございます。

私が初めて斑鳩町に足を踏み入れたとき、25号線の波打つ歩道にはびっくりいたしました。これが安全な歩道なのかと。なぜなら、主人の会社の関係上転勤が多かったため、あらゆるところに住みましたが、一番生活道路が悪かったのが斑鳩町だったからです。その後、突然候補の話があり、お受けすることになりましたが、私が最初に立候補させていただいた地域は、バイパス道路反対の強い住友住宅の中からでした。地元バイパス役員の方々からは、バイパス反対の考えに立って行動してほしいと言われてましたが、安全な歩道のある生活道路は必要であるとの思いから、反対はできないと言って賛成の立場を表明して出馬いたしました。議員になって、特別委員会で、積極的な推進を述べたとき、5分間の休憩時間に呼び出され、10人ほどの反対住民の方に取り囲まれ、あなたを応援してきたのにと叱責にあいました。しかし、そのほとんどが他候補のマイクを持って応援してきた人ばかりでした。

そんな嫌なこともあった中、ようやく斑鳩バイパス、今はいかるがパークウェイ（新たつたみち）と名前も変わり、モデル道路が順調に進み出しました。全線開通すると、歩道

の確保により、赤ちゃんからお年寄り、そして障害者や妊婦さんなど多くの世代の人々が安心して通れる道になると喜んでおります。しかし、いかるがパークウェイだけが人にやさしい道でしょうか。多くの生活道路が人にやさしい道でなくてはなりません。歩行者だけでなくすべての人にやさしい道づくりでありたい、そう私は思います。

斑鳩町全体の道路を見渡すとき、右折レーンや左折レーンが大変少ない。そのため渋滞に巻き込まれることが多く、車を運転している人にとって、前に進まない道路は苛立つだけでひとつもやさしい道ではない。車が進まない分赤信号でも無理をして車を走らす。歩行者にとっても大変危険であります。

町として、いつも渋滞している箇所を把握しているのか。そうであるならば、渋滞緩和の対策はいつごろ行われ、解消に結びつくのか、お答え願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 萬里川議員さんが今まで努力いただいております、パークウェイが順調に進んできたということで、町のほうとしても感謝しているところでございます。

今の指摘の、要するに渋滞対策についてでございますけれども、斑鳩町内で右折レーン、左折レーンがないということによって著しく渋滞している箇所といたしまして、国道168号線と25号線の交差点に至る国道168号線、竜田大橋の西詰めのところになります。その箇所と、県道大和高田斑鳩線、御幸大橋西詰め、それともう1点が、国道25号の法隆寺東交差点付近の渋滞が、休日及び朝夕の時間帯に特にひどい状況になっているというふうに感じております。

その渋滞箇所に関しましては、県においても、第3次渋滞対策プログラムという形で平成10年から14年——こととして最終になるんですけれども——の期限で作成されておまして、43カ所の中に渋滞箇所ということでおり込まれているところでもございます。今現在、新たな渋滞対策プログラムということで、県のほうで同箇所も含めての作成中だというふうに聞いております。

続きまして、その渋滞箇所の緩和対策でございますけれども、国道168号線につきましては、議員もおっしゃっていただきましたように、パークウェイの整備が抜本的な渋滞の緩和だと、解消だというふうには位置づけされておるわけなんですけれども、緊急的にこの部分、168号線につきましては渋滞がひどいということで、県において右折レーンの設置などの事業手法も含めまして今年度より具体的な計画づくりの検討を進めていただ

いております。現在県から地元のほうへ事業計画の説明も入りたいということもございまして、地元調整、日程の調整等も行っているところでございます。

また、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋の渋滞、それに国道25号線の法隆寺東交差点付近の渋滞対策に関しましても、関係機関、県、国のほうへも強く要望しているところでございます。

また、つけ加えさせていただきますけれども、斑鳩町域と申しますか、国道25号線の昭和橋北側ですが、その橋梁の余裕幅を活用いたしまして、右折だまりと申しますか、右折車が直進車にじゃましないように数台の右折だまりの設置工事も来年度には国のほうで実施されるというふうにも聞いております。

確かにいつ解消するのかという話でございましてけれども、徐々にではございましてけれども、国のほうも県のほうも渋滞対策に取り組んでおるということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今、部長のご答弁の中で、大きくは3カ所が渋滞の箇所であるということでお答えになりました。三室病院や大きな店、きょうも役場に来るときには、王寺方面に相当渋滞がしておりまして、交番所のある反対の本屋さんですね、あそこが右折するのに大変やっぱり進まなかったということがございます。信号機のある右折レーンも、やはりないところで渋滞しているところが多いのではないかなというふうに思っております。以前右折レーンを設置していただいた三室交差点においては、現在車の流れは随分よくなりました。今述べられた平群から龍田大橋の間の国道168号線も、大変渋滞いたします。この道路は、今まで他の議員も指摘されてきたと思いますが、一向によくなっていない。今になってやっと具体的な計画づくりの検討を行う。県の対応が遅く、大変残念でございまして。いかるがパークウェイ反対の方々も、他の生活道路の改善を最優先と言ってこられた。いかるがパークウェイを進める上で並行して進められる場所から取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

先月23日、日曜日、中央公民館でみちまちセミナーが開催されました。基調講演に鈴木ひとみさんを迎え、「障害者から見た住みよい地域社会」と題して話された。多くは車椅子になってからのご自身の生活環境実態のお話でありましたが、事故当時のお話を聞き、私自身鈴木さんが18年間の車椅子生活になってしまった原因は、救急車が40分たっても来なかったためではと思っています。救急車の余りの遅さに、事故を起こした運転手

は、鈴木さんを抱きかかえ、普通の車で病院まで運ばれた。そのことがかえってあだになってしまい、車椅子生活になったのではと分析されております。1分、1秒たりとも迅速な対応が求められる中、生命、財産を守る意味でも、スムーズに走れる道路は必要であると改めて認識いたしました。

しかしながら、質問の時間をとられた中で、2人が反対の意見を述べられました。私が特に残念だったのは、既に障害者の方が車椅子生活の中で多くの不便を感じながら話されている。斑鳩町はこのような方々にとって誇れる道があるのでしょうか。反対されている1人の方は、以前私がお借りしていた住友住宅の方で、そのときは庭いっぱい植樹がされており、2階からは、鳥が巣作りをしているのが見え、楽しみに見ていた時期があります。時が流れ、その方の子どもたちも成長され、車を乗り回す年頃になられたのでしょうか。植樹されていた庭は、随分前から駐車場に変わっています。よその道は走らしてもらっても、自分の近くの道は走るなど言っているようなもので、自分勝手なお考えであるなど残念でなりませんでした。

車は、健康な人だけを乗せて走っているのではありません。斑鳩町でも多くの障害者の方が、鈴木ひとみさんのように、ご自分の行動範囲を広げるために車を改造して乗っておられます。そのためにも、より安全で安心な道づくりが不可欠と言えます。モデル道路が完成しても、全線開通しなければ意味がありません。そのためにも、いまだに反対されている一部住民の方の説得が必要とされますが、今後どのように進められていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町といたしましては、今日までも反対、賛成ということ
を区分けすることなくして事業概要の説明会を開催してまいりました。事業実施に当たり
ましても、関係住民の方の協力、合意を得ながら進めていくことは当然のこととございま
す。現在工事を進めさせていただいております小吉田モデル区間におきましても、用地買
収をはじめ構造等の設計協議並びに工事着手等の各段階におきまして、関係者に説明をさ
せていただき、ご理解を得ながら進めてまいりました。したがって、今後他の区間の
ほうへ事業を進めていく場合も同様のように対応してまいりたいと、そういうふうにお考
えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今までスムーズにいった小吉田地区とはまた、反対されて

いる強いところでもございますので、相当の思いで、決断でのぞんでいただかないと進まないというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。斑鳩町は観光の町でもあります。どうか今後も安全で安心な道づくりに全力で取り組んでいただきたいことをお願いをいたしまして次の質問に移りたいと思います。

2番目でございます。より安全なまちづくりにどのようにして取り組むのかということでお聞きしたいと思います。

私は、電車に乗ってときどき用事で大阪へ出かけることがあります。そんな車窓から見えるのは、アルファベットの文字や絵文字のような多くの落書きであります。中には、芸術作品に似たようなものもありますが、やはり落書きはその域を出ません。落書きが多いところは、町全体が汚い。くすんだ町の印象を強くいたします。斑鳩町も決して例外ではありません。他町より若干少ないだけであります。

そんな心配をしているとき、私はテレビ番組に引きつけられながら最後まで見てしまったものがございます。皆さん方も見られた方もあるかもしれませんが、2月の16日の日曜日のテレビ番組、特命リサーチ2000XIIを見て、私自身大変参考になりましたので、紹介しながら質問させていただきます。

札幌市では、犯罪発生が多発する中で、ニューヨークを参考に軽犯罪を取り締まられました。最初に行われたのが、違法駐車などの取り締まり強化でありました。2001年1日平均700台が、2002年には200台に減少し、その結果犯罪件数は半分に減少し、ぼったくりの被害に遭ったお店も3分の1に減少したとのデータが示されておりました。

そのニューヨークの実態も報道され、最初に目に飛び込んできたのは、地下鉄内や車両の隅々まで書かれた落書きでありました。治安回復のためにケリング博士の指導のもとプロジェクトチームを結成し、車両基地において交通局職員による車両の落書き消しから始まりました。3年たっても犯罪数が減らなかったのですけれども、大半の落書きが終了した後、殺人や強盗など犯罪が減少し治安が回復し始めました。そのために、治安回復プロジェクトチーム第2段として軽犯罪の取り締まりを強化することを決定され、車内でベットがわりの睡眠、ホームや車内での喫煙、無賃乗車の取り締まりを強化されるようになりました。その結果、殺人事件数は、1990年から3分の1以下に急激に減少したということでした。

ニューヨーク市長に就任されたジュリアーニ前市長も、ケリング博士の手法に着目し、

1994年軽犯罪取り締まり強化をニューヨーク警察に導入をされました。その内容は、建造物への落書き、公共の場所での飲酒、歩行者の信号無視、路上などへ空き缶の投げ捨てなどです。

ケリング博士のコメントによると、落書きの多い地域では、軽犯罪が起りやすい。軽犯罪が多発していると、凶悪犯罪が起りやすくなる。このメカニズムをブローケン・ウインドウズ理論といい、1982年ケリング博士が確立し発表した理論で、小さな犯罪こそが大きな犯罪を引き起こす引き金になるということでした。

このもとになったのは、スタンフォード大学心理学者ジンバルド教授の実験です。1969年、カリフォルニア州の住宅街で行われた1台の放置された車。最初はナンバープレートを取り外し、ボンネットを開けたまま放置されました。1週間何の変化もなかった。今度はフロントガラスを割ってみた。10分後、3人の親子がバッテリーを持ち去った。24時間後、タイヤ、ドアなど多くの部品が盗まれました。

このことから、車の一部が壊れていると、この車はだれの管理も受けていないということで、罪悪感が薄れやすい状況になる。部分的に破壊されている場合、自分だけでないという意識から罪悪感が薄れる。最初に述べた地下鉄内の落書きを徹底的に消すことによって、人々の心に罪悪感を取り戻す効果があり、軽犯罪を徹底的に取り締まることで凶悪犯罪への連鎖を食い止めるということができた。このことから私は、少しの落書きも見過ごしてはいけないことを改めて認識した次第でございます。

幸いにして、斑鳩町は落書きされている場所は少ない。しかし、全然ないとは言えない。世界文化遺産の町法隆寺を抱え、観光の町として気持ちよく観光客を迎えたい。ボランティアの方々による花いっぱい運動をはじめ、クリーンキャンペーンも行って町は少しずつきれいになってきていますが、ブロック塀や倉庫の壁などにいたずら書きが目にとまればよい感じはしない。仙台市では、議員提案で成立し、ことし4月から市落書きの防止に関する条例が施行されます。行政と市民、事業者などが一体となって地域環境の美化を促進することを目的に、道路や公園、河川などの公共の場所に落書きをすることを禁じます。また、市が落書きを防止するための施策を講じ、市民に対して協力を求める内容になっている。同条例の中で、違反者に対する勧告や、それに従わない者の名前を公表する罰則規定が盛り込まれております。当町として、仙台市の取り組みをどう評価されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　ただいま申されておることでございますが、アメリカニュー
ヨークにおきます地下鉄等でのスプレーによる落書きは目を見張るばかりで、落書きの多
い地域は、街並み全体のイメージが悪く、また凶悪犯罪の発生も多い状況でしたが、警察
による罰則の強化や厳しい取り締まりが行われたことによりまして落書きが減り、それに
伴って凶悪犯罪も少なくなったということがテレビで放送されておりました。このことは
、落書きに対する厳しい取り締まり対策を行ったことにより犯罪も減るといふ相乗効果が
あったものと考えられます。

また、仙台市では、仙台市落書き防止に関する条例を制定され、平成15年4月から施
行されますが、その目的は、地域環境の美化を促進し、清潔で美しいまちづくりに資する
ことを目的としており、違反した者が正当な理由なく勧告、命令に従わないときは公表が
できるとなっておりますが、罰金や過料等の厳しい罰則規定のない条例であります。犯罪
防止には、厳しい取り締まりを行うことが大変効果がある中、条例制定だけでは犯罪を少
なくするには難しい面があるのではないかと考えているところでございます。

これまで当町におきましては、斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例及び斑鳩
町環境保全条例を制定し、町民の良好な環境と安全で住みよいまちづくりの取り組みを行
ってきたところでございます。ご指摘の点についても、これらの条例をもとにさらに積極
性を持ってこの取り組みを続けていくことにより、より一層の安全で住みよいまちづく
りが図られるのではないかと考えており、今後ともその実現に向けて積極的に取り組んでま
いりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君）　11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君）　斑鳩町の環境保全条例及び斑鳩町安全で住みよいまちづく
りに関する条例に基づいて、より安全なまちづくりに努めてまいりますという答弁でござ
いました。

では、今、民間の倉庫やブロック塀などへの落書きが多く見られるようになりましたし
、公共施設でも多くなってきていると思います。今までの公共施設などの被害はどれぐら
いあったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　この1年間での関係で調査いたしました結果での答弁となり
ますが、この1年間で4カ所の落書きがございました。まず3件でございますが、町民プ
ール、中央体育館、西幼稚園の壁に落書きがございました。それぞれにつきまして職員が

落書きの塗り消し処理を行っております。もう1件でございますが、神南の油屋橋東側の擁壁にされておりましたが、これにつきましては、環境保全条例の規定に基づきまして適正な管理を行っていただくということからも、建設課のほうから郡山土木事務所に早急に消していただくように要請をいたしておりましたが、まだ現在のところ消されてない状況でございますから、再度早急に消されるように申し入れを行いたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 大体4カ所があって、町民体育館、また西幼稚園の東門ですか、裏門にもかかれておまして、先ほども先生方、職員なりが対応しているということだったと思うんですが、一生懸命その跡を消されておつても、私が見たときは雨が降っていたということもあるんですけれども、それが浮き上がっておりまして、それはローマ字のような感じだったんですけど、やはり落書きした跡が消えていない。これは、やはり、今言ったかかわりの中では、もう少しきれいに消せないものだろうか。経済的なことでそのままの形になっているのか、その1点もう少し確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 西幼稚園の門扉の壁のところに落書きがございました。スプレーによる落書きでございます。これも一たん削りとしてはみたんですけれども、やはりコンクリートの目にその塗料が詰まっていると、こういう状況の中でございました。その上から白の壁と同色のスプレーを、色を塗ったんですけれども、なかなか中にしみ込んでるのが取れないという状況でございます。そうした中で、現在見ますと、やはり薄く落書きされたものがまだ残っているように見受けるわけでございますが、これにつきましても、早急にまたもう一度対応してみたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。仙台市の条例の中に、落書きした犯人がわかれば、その当事者に落書きの消去を命ずるとうたっていますし、その命令に従わないときは、名前を公表することができるとしております。落書きの場合、犯人がわからない場合が多いでしょう。しかし、そのまま放置するのではなく、仙台市のように、市だけではなく、事業者、市民、建物所有者が落書き防止に力を入れていくなれば、落書きの増加は防げるのではないかと思います。ましてや勝手に落書きされた建造物に、職員の手をわずらわし、またお金を出して消さなくてはならない、こんなばかげたことはない

私は思っております。

先ほど紹介したテレビ番組にも、1台の自転車を置く場合の人の心理状況も映し出されておりましたが、駐輪禁止の看板が張られている場所に、1台の自転車も置いていない場合、置こうとしても、罪の意識が強く置けなかった。しかし、同じ駐輪禁止という看板が張られていても、既に5～6台の自転車が置かれている場合、罪の意識も薄れ、自転車は放置された。

このように、既に落書きが書かれており、消された様子もなければ、ここは書いてもよい場所である、自分が先に書いたのではないという罪の意識も薄れ、今後どんどんエスカレートしていくのが心配だからでございます。そのためにも、今後落書き一つも許さないとの強い姿勢が大事だと思いますが、これからの対応をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公共施設への落書きにつきましては、先ほど申しあげましたように、そうした環境保全条例の中にもありまして、早急な対応をしていくということでございますが、それとともに、やっぱり被害届を出しまして、すぐにいわゆるそういった対応をしていくことも大事であろうということでございます。また、警察のほうにも巡回の強化要請等を行っているところでございます。

また、民間の場合でございますが、民間のブロック塀の落書きにつきましては、先ほどの環境保全条例の中でも言うておりますように、そうした管理者、いわゆる所有者等の管理者が適正に管理をしていただくということで、良好な環境の保全を努めていかなければならないと、こういうことで、事業者、住民の責務を示しておりますが、町においても、落書きが発見された場合には、早急に消去をされるように所有者にも通知し、消していただくようお願いするとともに、落書きがしにくい雰囲気づくりを醸成していくためにも、落書き防止の啓発と早期発見、消去に努め、また各地区の環境保全推進委員さんもおられますことから、それらの方々にも担当地域を見回っていただくということで、またさらには夜間などには、警察等の巡回も強化を図っていただくということの中で、落書きをしにくい環境づくりに努めてまいるといふことで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 前向きなご答弁本当にありがとうございました。

1月31日だったと思いますが、町長宅に何者かが侵入し現金が盗まれたとの記事が載

っておりました。家族の方が無事で何よりでしたが、斑鳩町においてもこのような被害がふえてきております。ニューヨークの例でわかるように、落書きを徹底的に消されたことは、落書きのない場所は警察や住民の監視が行き届いているということで、罪の意識が強まり落書きをしなくなる。小さな犯罪も許さないという姿勢が、犯罪を起こそうとする人間がその地域に近づかなくなるということです。斑鳩町も素早い対応で暴力団の追放にも努力をしてみいました。今後も、仙台市のような施策も視野に入れ、安全で安心のできるまちづくりの一層の努力をお願いをしておきます。

次に移ります。

子育て支援についてでございます。

香芝市では、2003年4月、乳幼児健康支援一時預かり事業の一つとして、病後児保育が実施されます。奈良県で初めての取り組みで、香芝市は新しく開園する私立せいか保育園——民間施設でございますが、この保育園に対して補助金を出して、もしものときの対応に備えております。

病後児保育の目的は、子育て就労支援の一環として行われるもので、保育所に入所している児童が、病気などの回復期にあるため、集団保育が適当でない場合において、その児童の保育及び看護を行い、児童が心身ともに健やかな成長を図るためとされています。

香芝市は、昨年3月より実施されている高槻市をベースに取り組みされているところであります。定員は4名で、専門の看護師と保育士が常勤をする。開室時間は午前8時から午後6時までとし、月曜日から金曜日まで預けられる。定員によって補助額が異なり、4人ではおよそ700万円程度で、国、県、市それぞれ3分の1ずつ支払う。利用においても、前もっての登録が必要で、高槻市においては、40名弱の登録があり、今までには10名ほどの利用があったとお聞きいたしました。対象児童は、高槻市に在住し、民間認可保育所、公立保育所に入所している満1歳から就学前の児童であります。

香芝市では、対象児童を満1歳から小学3年生まで預かれるとし、家庭保育も対象との考えをお聞きしております。

斑鳩町として、病後児保育の取り組みをどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員のほうから、病後児保育につきましての関係で、香芝市で、もしくは高槻市の例を提示をいただきながら事業内容等につきましてもご説

明をいただいたところでございますけれども、奈良県下の状況を申し上げますと、今議員も申されてましたように、15年度から香芝市で実施をされると。ただ、田原本町におきましても15年度実施されるというふう聞いております。ただ、現在の段階では、その1市1町、現段階では県下ではどこも実施してないけども、来年度から実施をされるということで確認をさせていただいております。

こういうような状況の中で、斑鳩町といたしましても、県下の状況を見据えながら、当然こういう対応等につきましては検討をさせていただきたい。実際に、奈良県で15年度実施される場所につきましては、新設される保育所等につきましてこういう併設をされていくということも聞いておりますので、我々といたしましては、そういう形で現施設の中でどういう取り組みができるかということも検討をさせていただけたらなと、このようには思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 核家族が進む中、共働きの親にとっては、子どもが突然の病気やけがは非常に支障を来すわけでございます。1日や2日何とか休めても、水疱瘡やおたふく風邪など、感染症の場合、人に移らない安定期に入っても、なかなか保育園に連れていけません。そんなとき、看護師さんも常勤されている病後児保育があれば、子育ての親にとってはとても安心です。しかし、残念ながら、高槻市も香芝市も、地元対応だけで、他市町村の子どもは利用できません。だから、地元自治体が真剣に取り組まなければならないと思います。

この事業を進めるに当たっては、施設そのものを大きく改造しなければなりません。病後の状態によっては、移らないように、入り口も別につくらないといけないからです。先ほど部長もおっしゃいましたように、田原本町も今建設中でございます。香芝市も田原本町も新しい民間の施設でスタートいたします。この事業は今後の課題として、斑鳩町もいち早く取り組んでいただけるものと期待しております。よろしく願いをしておきます。

次に、特定保育事業についてお尋ねいたします。

斑鳩町として特定保育事業の創設は進んでいるのか、聞かせていただくところでしたが、斑鳩町として既に特別保育事業としての一時保育として、1つに、非定型的保育サービス事業、2に、緊急保育サービス事業、3に私的理由による保育サービス事業として取り組まれておりました。

ここでの1つ目の、非定型的保育サービス事業の内容は、保護者の労働等により家庭で

の保育が継続的に困難になる場合、平均週3日を限度としてお預かりするとなっておりますが、就労形態による午前中のみとか午後のみ保育サービスは内容に含まれておりませんが、子どもをお預かり願えるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一時保育につきまして、保育所の要覧等にご案内のところで、今議員のご指摘をいただいております中で、そういうところの分が記載漏れというような形にはなっておるんですけれども、こういう形で、一時的保育の関係につきましては、今おっしゃっていただいておりますように、平均週3日という形になっておりますけれども、その保護者の方の就労等につきましての状態等を考える中で、半日なり午前中の預かりとかというような形の体裁等につきましては、さしていただきたいなどは思っておるんですけれど。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。これは、3日以内を限度とするというのは、じゃ日にち的なことは関係なく、午前、午後、言えば月曜日から金曜日お預かりすることができるのかどうかということになるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平均週3日というのは一応原則としてこのままでさせていただきますと思います。ただ、これでいきますと、1日を預けなければならないということに誤解を生じてくるということもありますので、今申し上げましたように、保護者の就労の形態によりましては半日の保育も一時的保育の事業としては取り組みはさせていただくということで、利用者の方にちょっと案内が不足をしているような形になりましたので、そういう形の対応をさせていただけたらなど、このようには思っておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） そうすると、これは要するに平均週3日を限度として、これが1年とかそういう形になると、これには対応できないというふうに思うんですけど、そういう人たちにはどのようなサポートできる行政のかかわりがあるのでしょうか、教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今申し上げましたように、一時的保育事業の中では、1

年を通しての保育というのにつきましては、半日保育というのは少し無理があるということで、県のほうにもちょっと確認をさせていただいております。ただ、そういう方々のフォローについてということでご質問いただいておりますけれども、それにつきましては、町といたしましては、女性の就労形態等によりまして、事業主の都合等で半日しか働けないような状況にあるパート就労の方につきましては、今現在取り組んでおります子育てサポーター講座等の中で子育てサポーターを養成もさせていただいております。このような中で、保護者の要望によりまして、保育所に入れるほどではないけれども一時預かり、言いますと半日保育等を行い、就労と子育ての両立を支援をしてまいりたい、このように考えております。

先ほども申し上げましたように、平成14年度では13名の方がこの子育てサポーターの講座を修了もしていただいております。14年度から3年間この事業を実施いたしていく中で、そういう方たちの養成も行いまして、自主グループの結成までも念頭に入れながら講座も開催をいたしておりますので、これらの方々によりましての活用も図りながら、地域における子育て中の保護者を支援していく体制づくりを進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 14年度で13名の方が子育てサポート講座を受けられて修了された。そうすると、既にこの方々は対応でき得るというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今現在そういう組織づくりにつきましていろいろお話をさせていただいております。そして、活動の場といたしましては、一応この講座を修了していただきました方々につきましては、保健センターでそういう育児の関係につきましてのお手伝いをしていただこうかなということで計画も立てておりますので、まだ3年間の事業の計画でありますので、その3年を経過する中、もしくは2年目の方々が修了されて、それ相当の講座修了者ができ上がった時点でそういうような形での組織づくりを明確化してまいりたい。今現在は、13名の方々に対しましてそういう組織づくりの体制をお願いをし、そしてこういう形で取り組んでもらえないかということのいろいろな協議をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 3年間かかる中で準備段階であろうというふうに思います

し、その後の活動を期待したいというふうに思っているんですね。1人の方に子どもを預けるよりも、何人かのグループで対応してもらおうほうが、預ける側としても安心ではないかなというふうに思いますし、国のほうも柔軟な保育サービスを提供するために特定保育事業に力を入れておられます。保育士などを整備する際の費用補助も、2002年の補正予算でも確保されております。子育て支援サポートを充実するためにも、このような制度を利用して進めるべきと思っています。今まで町としてすばやい対応で取り組んでいただいていることに感謝いたします。今後もより一層、女性が大いに社会参加ができる手助けになる施策充実に向け努力をしていただきたいことをお願いをしておきます。

最後の質問に入らせていただきます。

ごみ有料化に伴っての成果と今後の課題についてでございます。

先ほども一般質問でごみの問題にもかかわって質問されておりました。「町指定ごみ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書」が本会議初日に提出されました。私自身、16年間ごみ問題については多くの質問をさせていただいた一人です。そして、ごみ有料化導入については、もっと住民の協力を得、分別を行い、ごみ資源化に努力する中で有料化に踏み切るべきと意見を述べました。しかし、担当課より、ごみ処理費が一般会計に占める割合が大きいとの報告を受け、私自身大変悩んだ末、やむなく賛成した経緯があります。この請願書の紹介議員も、私同様賛成された一人です。私自身、議員であるとともに家庭を預かる一人の女性として、この有料化に伴って成果が上がってこないと賛成した意味がないと思っています。ごみ処理に関しての成果をお聞かせ願いたいと思います。

また、請願書にもあるような価格の見直しがあるとするならば、いつごろになるのか、またそのような将来的見通しが可能なかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、成果の関係でございますけれども、ごみ有料化につきましては、議員もご承知をいただいておりますように、平成12年の10月から実施をいたしまして約2年半が経過をいたしております。

まず、13年度におきまして家庭から排出をされました可燃ごみの量でございますけれども、4,512トンございます。一番排出量が多かったのが平成11年度でございます。その11年度と比較をいたしますと、927トン、約17%の減少ということになっております。量から見ますとそういうことでございます。

平成14年度におきましては、12月末現在で、13年度の同時期と比較をさせていただきたいと思っております。14年度では、13年度と比較をいたしますと、101トン減少というところでございます。この結果から見ますと、住民の方々に、「分ければ資源、混ぜればごみ」の排出原理の実践が定着をしつつあるのではないかと、このように考えているところでございます。

次に、同じく13年度におきます家庭から排出されました不燃ごみにつきましてでございますけれども、13年度は約440トンでございます。不燃ごみにつきましても、一番排出量が多かったのが平成12年度でございますけれども、それと比較しますと409トン、約48%減少となっているところでございます。

14年度の12月末現在と13年度の同時期とを比較をさせていただきますと、この不燃ごみにつきましては、約50トン増というところでございます。これは、有料化導入を前にいたしまして、住民の方々が一斉に不燃ごみを出されまして、平成13年度の排出量が極端に少なくなったためにこういった現象が起こったのではないかと考えているところでございます。なお、12年度の同時期等の比較では、約155トン減少をしているところでございます。

また、粗大ごみについてでございますけれども、粗大ごみにつきましては、平成13年度から有料化を実施をいたしております。13年度の排出量につきましては、131トンとなっております。平成12年度と比較をいたしますと、162トン、約55%の減ということになっております。

平成14年度の12月末現在と平成13年度の同時期との比較をさせていただきますと、約6トン増ということでございます。その理由といたしましては、不燃ごみと同様、有料化の導入を前にいたしまして一度に処理をされた方が多かったのではないかとこのように分析もしているところでございます。

次に、処理費用からの成果についてを見ますと、当町では、決算額から各ごみの割合をもちまして按分をさせていただきますと、ごみ処理種類別経費を算出をいたしております。

まず、可燃ごみでございますが、平成12年度では、2億1,088万6,131円でございます。それが平成13年度では、2億1,687万4,746円と、若干増額という結果になっているところでございます。これにつきましては、平成13年度で学校から搬出されます生ごみを堆肥化するために、東小学校を除きましてその他の各小中学校に生

ごみ処理機を導入をさせていただきました。これらの費用が含んでいるということで、若干増額になっているということでご理解をいただきたいと思います。

次に、不燃ごみでございますが、平成12年度では、2,348万1,975円でございます。13年度におきましては、1,690万3,571円と、排出量同様処理費用につきましても減少となっているところでございます。

次に、粗大ごみでございますが、平成12年度では、1,163万7,214円でございますが、平成13年度では1,063万4,352円に減少となっております。

このように、ごみ処理有料化の導入によりまして、新たに取り組みました減量化事業等もございまして、直接処理費用に反映されていない部分もございまして、搬出量、処理費用ともに減少傾向にございます。その効果もあつたのではないかと考えております。

しかしながら、当町では、ごみ処理有料化はごみ解決の決定打になるとは考えておりません。この効果が一過性のものにとどまらないよう、引き続きごみ減量化、再資源化に向けて調査研究も行いますとともに、環境問題学習会の開催などを通じまして、住民の皆様方とともに考えながらより一層のごみ減量化、再資源化に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、ごみ処理手数料額の見直しの見通しとか、その時期についてというご質問でございますけれども、ごみ処理有料化によりまして一定の効果というのは確認をしているところでございますけれども、町といたしましては、さらにReduce（減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の3Rのシステム確立に向けまして、調査研究も重ねていく必要がありますし、住民の方々に対しまして、「分ければ資源、混ぜればごみ」といったような排出原理の実践を定着化もさせていただくための啓発等もまだまだ必要ではないかと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回のごみ処理有料化導入によりまして住民の方々のご努力、またごみ問題に対しまして意識が低下することのないよう町といたしましても一層の努力をしましてまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 一定の評価が出ているかなというふうに思うんですが、先ほどのご質問の答弁の中で、ナイロンの袋ですね、ビニール袋、このことについてはどう

思われているのでしょうか。部長が先ほど神戸製鋼とか、いろいろ、私が言っていた日本鋼管とか、そういうところに処理すると、かえって3倍の値段がかかるというご答弁をいただいたんですが、私はあのとき、前回の質問の中で、私なりに調査をした中では、そういった燃料にするほうの処理方法が反対に安かったように記憶してるんですね。圧縮もせなあかん、そういう機械は町としてきちっと購入をして処理をせないかんわけですけど、きちっとすれば、私は反対に部長のご答弁とは違った答えを聞いておりまして、ちょっと違うなというふうに思っておりました。

私は、先ほど部長が、「分ければ資源」ということ、これは以前私もずっと言ってきた言葉でございまして、じゃビニール袋をどのように、トレーとかいろいろ入っていると思うんですけど、それをどうして分けて資源化に進めようとしめないのか、私その1点をもう一度聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに助燃剤等に活用できるという方向づけの分はございます。ただ、それが、今町としてビニール類の関係につきまして中止をさせていただきますのは、先ほど町長もお答えをさしていただいておりますように、ビニールだけではなくにプラスチックからすべてのものも含んだような状況の中であっております。それを最終的に処理場で分別をして、それで助燃剤としての利用できるビニール類等に分けなければならないような状況になってくる。そういうところでも一つは関係しますし、私どものほうで、先ほど3倍ほど、もしくは4倍、3倍強から4倍の単価アップになるのではないかと申し上げましたのは、私は新聞報道でも見ている中で、三重県のほうでそういう施設があるということで確認をさせていただく中で、そちらへ持っていくとしたらどれぐらいの費用になるかということの中で、そちらへ持っていくとしたら3倍強、もしくは4倍の単価アップになるということでお答えをさしていただいたということでご理解をいただきたいと思います。今、万里川議員のほうからご指摘をいただいておりますように、日本鋼管、もしくは以前にもありました神戸製鋼のほうで処理をすとなればというところまでちょっとまだ、どれぐらいの費用がかかるかというところまで確認はしておりませんが、先ほどお答えをさしていただいたのは、三重県で処理をさしていただくとすれば、運搬費用も含めてそれぐらいがアップになるかということの中でのお答えということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、万里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 時間がないようですので進みます。

請願書にも、品質を改善する内容も含まれておりますが、品質の改善には既に取り組んでおられると聞いておりましたが、私たちの手元で実際使用できるのはいつごろになるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 改良した袋をご利用いただきますのは、今現在ご使用いただいている袋の在庫等もございますので、住民の方々にご利用いただけるのは、4月末から、もしくは5月上旬ではないかと、このように見込んでおります。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 心配されている伸び過ぎるといふ、その前にはすぐ破れるということ苦情がありましたけども、適当にといふか、きちっとした袋になるといふのは、もうご確認の上のことでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど萬里川議員がおっしゃっていただくように、奈良市がビニール、プラスチックをサンドイッチ工法で埋めたと、それは違法と。摘発されたそのものを奈良市が三重県で契約されるについては、トン当たり私の1万1,550円よりも3万ぐらいかかりますよということございまして、あとは奈良市が今日本鋼管との関係については、今部長が申し上げた、そのどの部分を日本鋼管に持っていつているのか、それは分別せいかんと思います。そういうことございまして、新聞等に出ていたといふのは、奈良市が自分とこでサンドイッチ工法をして埋めたんです。それは違法と、一般廃棄物業という業を持ってませんから、そこはとにかくだめだということ掘り起こして、その掘り起こした分を三重県の業者に委託をするときに、トン当たり3万円ほどかかるという経費でございまして、それを部長が申し上げたと思います。

それと、今の関係等については、2月19日の厚生常任委員会で、環境保全推進委員さんですか、その試供をしていただいて、アンケートをとっていろいろとやった中で、一応平成15年で購入する袋について各委員さんに見ていただきました。そういうこともございまして、今度の場合はかなり破れにくいといふのか、柔らかくないといふことで、一応皆さん方見ていただいたということ、現在、今部長が申し上げたように、4月下旬から5月ということになると思いますけれども、できるだけ早くそういうことを市販をしていきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 袋のほうは大丈夫だろうというふうに思います。

私のほうへの苦情は、ごみ袋の価格よりも、予約による大型ごみが出しにくいということを知っています。たんすや机とか、大きなものはよいとしても、不燃ごみ袋に少しの違いで入らない石油ファンヒーターや座椅子など中途半端が大変困るとのこと。そのため、1つぐらいで予約するのは嫌だから、もう少したまってからと思っているが、結局家の中はすっきりしない。以前のような大型不燃物の日としてステーション広場で年2回でもよい。買ったシールなどを張って、大型不燃ごみにもそれを張りつけてでも回収してもらえる方法はないのかなという苦情や要望が多かったわけですが、その点についても改善の余地はあるんであろうと期待するんですけど、どういうふうなお考えを持っておられるのか、聞かせていただきたいとします。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 萬里川議員のご指摘の関係ですが、結局粗大ごみの関係等については、ステーション方式にもっていかれたときに、やっぱり家電製品が出てくるとか、そういう場合があるわけですね。家電リサイクル法の関係等も踏まえる中で、それがどうあるべきか。それは皆さん方言っていることはよくわかるんですけど、それをこれからどうしていくかということで、担当課で整理をしなかったら、ステーション方式にしたら、今粗大ごみでかなりシルバー人材から電話を聞いて取りにいらして、その部分は全部引き上げてきますよと、しかしこの電気製品については家電リサイクル法がございましてということになってまいりますから、そこらをどうしていくか、そこらのことを整理しなかったら、ちょっと今現在進んでいる関係等について、住民の方々とも、これも環境問題学習研究会でもまたそれぞれ申し上げていろいろと研究してまいりたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ごみ環境問題は地域規模で進められていく大きな問題であろうというふうに私自身も思います。どうか斑鳩町におかれましても、前向きに努力され、住民の方のご理解とご協力を得ながら、より一層の循環型社会に向け取り組んでいただきたいことをお願いして私の一般質問は終わります。皆さん本当にありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして一般質問を行います。

まず、1つ目でございますが、自治会とは何ぞやについて問うということで、まず1番目、町内にどれぐらいの自治会があり、そして会員数はどのくらいと町は把握しておられるのか。斑鳩の人口と自治会世帯数とは一致しておるのか。または、自治会に入会していない町民がある現実に対し、町は今後どのように対処しようと思っておられるのかについて、そして町より自治会入会者に対し年間通信文具料を出しておられるが、その件数はどれぐらいか。それと、峨瀬自治会と峨瀬第1自治会についての今の現状について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、自治会の数でございますが、113自治会ありまして、世帯数は8,574世帯ということでございます。

それと、峨瀬自治会の関係でございますけど、今現在峨瀬自治会につきましては、従来の峨瀬自治会と、それといわゆる峨瀬第1自治会ということで、もともとのある、チサンマンションができるまでの、いわゆるもともとありました峨瀬自治会の地域がおおむね峨瀬第1自治会ということになっております。そういった中で、今、それぞれの自治会活動をされておるということでございます。

それと、通信文具料の関係でございますが、文具料につきましては、平成14年1月1日現在で配布するということになっておりまして、戸数が1万112戸ございまして、自治会の文具料は894万円お渡しさせていただいております。この内訳でございますが、均等割で1万円ということで、112自治会で112万円ということと、文具料といたしまして、ごみ袋配布の関係の費用も含めまして1戸当たり850円ということで、9,200世帯、782万円をそれぞれ支出するということになっております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そうしたら、自治会の113自治会で8,574世帯というこ
とで、それとこの金額ですわな、それと通信文具料は1万112戸に対して874万円で
すか、世帯数とこれがぜんぜん合わないのはどうしてなんですかね。

それと、自治会に入っておられない人もおるというのに、この試算というのか、その割
り出し方が、計算どのようにしてこのような金額が出てきたのか。

それと、まず、自治会に入っておられないという人が現実におられるということを把握
しておられるのかどうか。やはりその人たちについても、自治会の通信文具料として町は
払っておられる。そしたら、何も自治会に入っておられない人に対しての通信文具料とい
うのは、必要であるのかないのか、それらについて教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 文具料の対象となりますのは、先ほど申し上げましたいわゆ
る世帯の関係でございまして、それ以外で、広報等配布できない、いわゆる自治会に入っ
ておられない世帯が1,200世帯があります。それと、自治会を構成されておられません
が、広報等を配布するだけの団体という中での世帯、19団体ございまして、その世帯数
が407世帯がございます。自治会への文具料といたしましては、先ほど申し上げました
113自治会の対象でございまして、その19団体につきましては、先ほど申し上げてお
りますごみ袋の配布の関係だけは費用としてお支払いさせていただいているところでござ
います。押さえております時期の問題がございまして、平成14年1月

1日現在の数値で押さえておりますので、そういった関係で ——先ほど私が申し上げま
したのは、平成14年1月1日現在の数値でございまして、世帯数でございまして、平成
15年1月31日現在の世帯数は、1万186世帯ございまして、そうした関係を合計い
たしますと、繰り返しになりますが、自治会を構成されている世帯数は8,574世帯、
それと広報だけの配布等をしていただいている世帯数は407世帯、それ以外で広報を配
布できない世帯が約1,200世帯ということで、合計的にはそういった数字になるわけ
でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） ちょっとややこしい数字いろいろと挙げられておりますけど、
議会だよりとかについても、やはり1万部ですか、そういうふうに印刷していると思
いますけど、広報についても要らないということもあるし、また広報だけを取りにこられる
というんですかな、それが407世帯もあるということで、自治会に入っておられる11

3自治会については8, 574世帯ということで、そしたらそれが仮に1万部印刷されて、それが何ぼか余ってくると思いますわな、数から言うても。そしたら、それはどのように、公民館とかいかるがホールとかに置いてもらうていると思いますけれども、その余った分について、どのような処理の仕方をしてはるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げております中で、広報等配布できない世帯が約1, 200世帯ございます。そういった方々に対しましては、町内にあります公共施設、いわゆる役場の窓口、中央・東・西公民館、中央体育館、町の図書館、いかるがホール、いきいきの里の8カ所におきましてそういった広報等を置かしていただいております、それを持ち帰っていただいているということでございます。それ以外に、各自治会間で広報等を送ったり、またうちのほうももらったりしておりますけれども、そういった方法で配布している部分等含めまして、それと若干のいわゆるうちのほうで保有をしておるものがありまして、そういったことで必要な部数を印刷させていただいているという状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それと、先ほど言うたように、峨瀬自治会と峨瀬第1自治会がこのような、現状のようなことになっているというのは、何が原因でそのようになったんか。もともとが、やはり旧というのか、峨瀬の自治会自体が20戸ぐらいしかなかったわけですやろ。現在そこへ300戸近くのがひつつくという事態が既に無理があったんと違うかなと、私はそういうふうに思いますけれども、それがうまくいけばそれはそれに越したことはないんですけども、そやけども、峨瀬の第1自治会については、通信文具料が払われておらないと。これは、私としてはちょっと腑に落ちない、納得できないというふうに思いますけれども、それについてどうですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、総務課参事のほうからお答えさせていただきます。

○総務課参事（堯田昌敬君） 今の質問でございますが、そのときは、峨瀬第1自治会としてまだ設立されておられなかったという状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君）　ということは、今年度というんですかな、15年度にはそういう通信文具料と言うんですか、文具通信料言うんですかな、それは交付してもらえるんですかな。

○議長（小野隆雄君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　申しわけございません。今現在は自治会といい組織されておりますので、先ほど申し上げましたとおり、平成15年1月1日現在での戸数をもちましてお支払いさせていただくということでございますので、支払いということになります。

○議長（小野隆雄君）　15番、木田議員。

○15番（木田守彦君）　とにかくそういう分かれたいきさつは別にして、やはり同じ町民であり、そして同じ地域にあるその中で、峨瀬と峨瀬第1というような分かれ方をしても、それがスムーズにいくように町もやはり努力していただきたいなというふうにお願いいたします。

　　続きまして、2番目ですね。自治会に入会していない人に町広報や議会だより、福祉だよりや回覧板等を配布しない理由についてということで聞かせていただきたいと思います。

　　なぜ自治会に入会していない町民に対しこのような差別的な対応を実施することに、だれがそれを決定し、今までその改善もなされずに経過してきたのか。自治会の位置づけがきちんとしていないがために、自治会の運営をめぐる問題が発生したり脱退されたりというような、全く集合住宅等に移転してこられた人たちが、自治会の存在すら知らずに町の広報紙等さえも取得できないことにより大きな不利益をこうむっていることに対し、何の改善もないのは町民に対するサービスの平等性というんですかな、それに対して私自身、これはやはり町民に対する不平等ではないのかと、そういうふうを考えておりますんですが、それに対して町は今後どのように改善しようと思っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　町といたしましては、地域のコミュニケーションの形成の場となります自治会の加入につきましては、転入時に住民課窓口におきましてご説明を申し上げ加入をお願いしているところでございますが、しかしながら入会金や役員になるというような問題等で自治会に加入されない方があります。また、そういったことで脱会されるという方も増加しているところでございます。

そういったことから、自治会や、自治会でないが広報等を配布していただいている関係以外で広報等を配布できない世帯につきましては、先ほど申し上げましたように、1, 200世帯となっております。このような世帯の方々には、各公共施設にて広報等を持ち帰っていただいております、自治会の加入を促進する観点からも、直接配布は今のところ考えておらないのが状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そうしたら、今、15年の1月現在の1万185世帯に対し、まず広報等を配布しておらないというのが1, 200世帯もあるということに対して、それが1割を超える戸数が町の広報等の配布を受けておらないということに対して何ら改善をされないというのは、私は町民に対してやはりサービスが行き届いてないのと違うかなと、そういうふうに強く感じますけれども、何らかその方法について研究していただきたいなという思いであります。今後そういう研究をやっていただきたいなと思います。

続きまして、3番目の自治会の存在が危ぶまれる地域の出現に町はどのような対応をするのかということで、名前は申し上げませんが、自治会が東西にかなり広い範囲にわたって件数も多数ということで、配布物も多く、そして高齢化が進む中で奉仕活動をする意欲が十分ありながらも、体力がついてこないのも、役を辞退するか、あるいは自治会を退会するしか選択肢はなくて困っておられる人たちに対し、やはり小地域福祉会等を通じて町の情報を速やかに伝達できるような方法はないのかについて研究していただきたいなというふうに思います。

それと、退会者の地域より、私のほうにもいろんな駆け込み的な要望が来たりしております。それによって町のほうでも事業はしていただいたという経緯もありますけれども、それらについて、今後の管理、そうした維持管理について、退会されたらその方は自治会費を払わないということで、負担はしないということで、何かええ方法がないかなというふうに思いますけれども、それらについて残された人たちが維持管理費を払うということになれば、やはりそういうふうな方向に進んでいくのではないかなというふうな危惧がありますけれども、それについてどのように今後しようと思っておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げました理由によりそういった状況になっておるわけでございますが、自治会につきましてはそれぞれの地域、住民が規約等を定める

中で、コミュニケーションづくりの場として自治会を形成されておるところでございます。良好な地域活動を通じ、互いに助け合いながら生活されているところであり、またそれぞれの自治会においても、その組織の円滑な運営に努力していただいているところがございます。

本町といたしましても、自治会組織の運営面におきましてもいろいろとご相談がいただければ、積極的な対応をさせていただくということで考えておるところでございます。そういうことで助言もしてまいりたいと考えておりますが、いろいろ難しい問題でありまして、現状としてはなかなか解決は、いわゆる手だてもないわけでございますけれども、いずれにいたしましてもいろいろなパターンがあると思いますので、それらのことにつきましても、自治会のほうからお話がありましたら積極的な対応をしてまいりたいと、相談に応じてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、納税者が主役の時代に自治会に入らない人は町と協働でまちづくりに参加できないというのはどうしてかということで、やはり町は納税者に対する認識に誤りがないのか、やはり納税者に対しては平等なサービスを受ける権利があるものと考えていますが、その考え方は間違っておるのか。国も県も町も、国民による納税により成り立っていることを忘れてはならないと思います。同じように納税を行いながら、自治会に魅力がなくなり、入会している意義もなくなりつつあることに対し、自治会に対しての自助努力だけでは限界があります。昔のような隣組的な交際もなくなりつつある現在の自治会で、何をすればいいのかについて研究をしていただきたい。

それと、全く初めから自治会の存在すら知らずにおる町民に対し、町営住宅の募集や職員の募集等についても、情報の収集がおくれて、その機会を逃してしまったという町民の存在を知ることにより、ごみ収集等の分別についても徹底的なことができないのではないかと危惧があります。それらについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 納税者が主役の時代に自治会に入らない人についてのご質問でございますが、自治会に加入していないことでまちづくりに参加できないということはあり得ませんし、考えません。例えば第3次総計の行政の出前講座につきましても、自治会に入っておられなくても、やはり10人以上のグループ等で申し出があれば、そういった

行政の出前講座もするという事で対応してまいっておりますし、またそれらの方々が直接町のほうへ来られましてご意見を言っていただくということにも耳を傾けてまいりたいとも考えております。

また、例えばまちづくりのイベント等にも参加していただくということ。各公共施設においての主催されます教室、講座等に参加していただく。その中でまたご意見もいただける場もあります。そういったこともいわゆる行政にかかわっていただく一つの方法であるとう考えております。

そういったことで、町の情報の収集でございますが、次のご質問をいただいているところに入るわけでございますけれども、町は掲示板以外にも町の情報を知る手段といたしましては、町の広報紙を自治会に配布とは別に、役場の窓口、先ほど申し上げましたように、各公共機関であります、役場の窓口をはじめ、中央・東・西の各公民館、中央体育館、町立図書館、いかるがホール、ふれあい交流センターいきいきの里の各公共施設の窓口で配布を行っているところでございます。

また、町のホームページでも、行政の情報や町のイベントの情報、暮らしの情報なども載せ、先ほどいろいろおっしゃっております就職の問題、町の職員の募集の関係とか、そういった面の就職の問題の情報等々、そういったホームページも掲載していけるということで、本年度もその充実に向けて取り組むということでなっております。各部署単位でインターネットに接続できる環境づくりを行うということでございます。来年度には、現在のホームページの内容、構成につきましては全面的に見直すとともに、ホームページ作成のための職員研修も実施してまいりたいということで、町政の情報の発信の強化を図ってまいりたいということで、より住民の方にわかりやすいものにしてまいりたいということで考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長おっしゃっているように、それは努力はしていただいておりますけどね、私ら議員として14人しか存在してませんわな。ところが、職員はやはり200数十名の方がおられるという中で、我々にやはりそうした苦情が来るということに対して、何らか町民が不満を持っておられるということで、税金をちゃんと収めておられる方については、サービスは平等であるべきではないのかなと。そのためには、どうしてもそんなんここに置いてあるから取りに来いとかいような、そういうなにではちょっと町行政の前向きな考え方にはなっていないのではないのかなというふうに私は思うんで

すけれども、理事者のほうでそれで十分やおっしゃるならば、それでいたし方ないけども、できることならば、やはりちゃんと税金を納めていただいている方については、そういうサービスは必ずやっていただきたいということを強くお願い申し上げたいと思います。

続きまして、町の情報を得る手段として、先ほども部長から先におっしゃいましたけども、掲示板以外に方法はないのかということで、町役場及び中央公民館、東西公民館及びいかるがホールに配置してそれを見ていただいておりますが、その存在すら自治会に入会していなければ、あることさえもわからずに過ごしていることに対し、何らかの周知についての考えがあればお聞かせ願いたいということで、私その前にも言いましたように、集合住宅というんですかな、そこへ来られてその自治会、集合住宅の中で何班とかいうような形で自治会のあるところもありますけれども、それやなしに全くそういう自治会の存在すらも知らずに貴重な税金による財源を町に納付していただきながら、そのサービスが全く受けておられないということに対して、何らかこれから改善方をお願いしたいなと。私もそういうことはある程度前向きにやっていただいておったんと違うかなと思っておったんですけれども、やはりこれだけの世帯数がおられるという現実を聞いて、やはりその改善方を強くお願い申し上げたいなということを申し上げます。

続きまして、河川パトロールについてということで、まず第1番目の県河川のパトロールは十分なされておるかということで、奈良県河川のパトロールは十分になされておるかということで、大和川については国土交通省の河川パトロールカーが巡回をしておりますが、奈良県の1級河川のパトロールはどこがやるのかについて問うということで、例えば富雄川、竜田川、三代川、秋葉川や町内の都市下水路等の現況の視認と浚渫処分ほどの部署、部課がやっておるのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 県管理河川のパトロールについてでございますけれども、土木事務所、県のほうに確認もさせていただきましたが、県といたしましては、河川パトロール、広範囲でありますことから、定期的に河川パトロールという形ではとっておられないのが実情だというふうに聞いております。しかし、富雄川及び秋葉川、県管理河川につきまして、草刈り及び浚渫等の現場も持っておられることもございます。その辺で現場へ行くとき、その都度に確認的な形には、時期的に確認をされていると、こういうふうに聞いております。

それと、当然県管理河川につきましては、県のほうで河川の浚渫等を行うということでございますし、もう一つ都市下水路につきましては、町の下水道課のほうで対応をしてもらっておる。ほかのそういう排水路の関係につきましては、一応自治会にもお願いしているところもございますが、町のほうで、都市建設部のほうでやっているということになります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 先ほど私言いましたように、やはり議員が仮に定数に達しておっても16人ということで、町内全部を掌握できないわけですね。そしたらやはり、以前から私、出さしてもらおうときから言うてるように、町内あらゆるところから職員の方も通勤しておられるということで、そういう通勤途中にでも、危険な箇所、あるいは危険な道路、いろんな公有施設ありますよね。それに対してやはり目配りをしていただいて、それを取り上げていただいて、安心して暮らせるようなやさしいまちづくりの一助として、議員だけが何ぼ頑張っても、これはどんな頑張りようを發揮しても、やさしいまちづくりにはならないと思います。やはり、職員ともども我々も一緒になってやっていかなければ、斑鳩町、斑鳩町と言いながら、心の中であれしてても、斑鳩らしさだけ、世界文化遺産のある町としての印象だけはあっても、住みやすい、やはりバリアフリーもちゃんとできたというような、きょうの質問でも、右折レーン、左折レーンとかバリアフリーとか、やっぱりそういう意見が出てくるというのも、みんながそれについて斑鳩町のまちづくりのために真剣になって考えておることについて、やはり町も職員の方ももっと真剣になって考えて行動をしていただきたいなということをお願い申し上げます。

続いて、ことしは年初より雨が多いので雨による被害をどのように想定しておるかについてということについて、1週間に2回ぐらいことしになってからは雨は降ってありましたね。ことしの天候はかなり異常であるように私は感じております。これが平均的な冬季の雨量なのかについて、だれも待っていない災害に対し、対策もなされずに今日までも放置されたことと、被害者の心情を聞くとき、打つべき方策を見つけ措置するのが行政のやるべき施策ではないのかと思います。幸前2丁目地内の企業の中でも、ライン生産に寄与している会社があり、停止しようものならその損害をこうむることは一企業としては不可能であるということで、はっきりと斑鳩町を撤退するとの意思を聞かせていただきました。また、下流域の企業においても、やはり他町に移転したというのは、昭和57年の水害による教訓として、絶対に水害に遭わない場所に移転したと社長みずからの口から聞かせ

ていただきました。

今もって米寿橋より右岸の土手の改善改良が全くなされていないのはどうしてなのか。この場所より溢水した災害に対し、下流域での町道への土のう設置がされておることに対し、溢水部分に対する土のう設置を強く要望しておりますが、その可能性、そしてその実現性について、それと秋葉川の大洋ナットの横の川底に200リッターのドラム缶が2本もころがっておりましたが、これも何カ月も放置されておりました。それらについて河川パトロールが行われているのか、それらについてちょっと疑問に思いますので答弁をお願いしたいと思います。

しかし、その中で、昨日その200リッターのドラム缶がだれかによって、私言うたよって回収されたんかわかりませんねんけども、回収されたということで、それは即そうして対応をしていただいたのはありがたいことだと思いますが、やはりその基本的な、富雄川の右岸の溢水部分についてその対策がなされてない。今後なされようとするのかどうか、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すみません、先ほどの河川パトロールのところで申し上げたらよかったですけども、ちょっと私のほうが申し上げてなかったものがございまして、町のパトロールということでございますけれども、一応ごみの不法投棄等に係る環境パトロール、それと道路パトロールを定期的を実施して確認をしております。それとまた、議員さんのほうからおっしゃっていただきましたように、住民の方からも情報の連絡をいただき、その件についてどう対応するかと、県管理については当然県のほうにも連絡をし、密にしながら対応させていただいているということでございます。

今、おっしゃっていただきました、雨が多いので雨による被害の想定はどういうふうにしているのかというご質問でございますが、ご指摘いただいているように、降雨による被害の想定についてでございますけれども、豪雨による水害につきましては、町内には未改修河川をはじめ内水による被害区域には、降雨時に町の地域防災計画にのっとりまして巡回パトロールを実施しております。その対応を行っておるところでございます。

また、議員もおっしゃられました、12年の7月4日には、富雄川上流で局地的な豪雨による溢水があったわけでございます。高安西団地を含む周辺に大きな被害をもたらしましたことから、私どもといたしましては、降雨時には再重点区域としてパトロールの強化をはじめ、降水量及び河川の増水等について、県、関係機関から情報の収集をする体制

の強化を図りまして万全を期しているところでございます。また、住民の方々に対しまして、情報伝達等につきましても、町の防災マニュアルに従いまして対応をさせていただいております。

その中で、今おっしゃられておりました富雄川のところで、確かに溢水があったということはみんな肝に命じてやっているわけなんでございます。おっしゃいましたように、一部土のうも積ませてもらっておるところもございます。一応町としては、今下流部とおっしゃられたのがあの部分からの溢水だという考え方をいたしまして、あそこのほうに土のうは積ませていただいております。

今後それを、何か対策があるのかということで、以前からもずっとご指摘をいただいておりますけれども、その辺の対策のほう、抜本的に改修できるという方法が、なかなかいい方法が見つかりません。今富雄川が下流のほうからずっと改修をしてきております。まだJR橋の下流のところでとまっております。ことしぐらいからJR橋にかかるといって聞いておりました。早期に富雄川の改修をしていただくように要望をさせていただいており、絶えずその情報はつかんでいるような形で対応していきたいというふうに考えております。

先ほど申しましたように、道路パトロールをしております、また議員からの情報もいただきまして、ドラム缶につきましては一応県のほうにも連絡はし、町のほうで取り除いたという形になってございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） ドラム缶については早速片づけていただいたということで、これはありがたいと思っております。

しかしながら、先ほどから部長がおっしゃっておられるのはね、やはり高安西の部分で溢水したというふうななにおっしゃっておられますけど、うちの東側の堤防、あそこが一番溢水した大きかったなにですわ。だから、名前言うたら悪いけども、先ほどもラインが停止したらということで、大洋ナットさんが大きな被害をこうむっておられたということ。そして、うちらかていまだにその泥を除去できないような状況で、そんな悠長なことでは、実際に被害に遭ったその人らの心情を酌んでやっぱりやってもらわなければいけないのかなど。

それで、おととしですかね、秋葉川の30メートルほど改修された部分がありまして、

そのときに、道路部分を削って富雄川の堤防にだあーっと土を置いていきはったからね、それをならしてこれは堤防を嵩上げしてくれはんのかな、早速そないして対策をやってくれはんのかなというふうに私は見ておったんですわ。ところが、またその砂を堤防の護岸のコンクリートというんですかな、ブロックが積まれたあとにまたそれを戻されたということで、それがなされたために、何か堤防が、一遍にその土を見とったのに下がってしまったように思うて、またそういう被害も出るようなおそれもあるし、今現在も川の中の水をとるといいますかな、その部分について何十センチかの差し板もやっておられます。だから、これからまた田植えの時期については、やはり60センチぐらいの差し板をされたら、それだけ水位が上がるということで、やはりもっとその溢水した部分をちゃんと把握して、それで県のほうに要望していただきたいなと。私、町内から県会議員さん2人も出ておられるということで、その働きかけをお願いしておりますけどもね、町もそれと共同で県のほうに強く要望していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、河川改修、今先ほども申し上げましたように、秋葉川の右岸の残り部分、あれは大体70～80メートルと思いますが、その進捗について問うということで、おとしに25メートルから30メートルほど実施されましたが、去年は1センチも実施されませんでした。その箇所については、やはり町の焼却場の補償工事に該当する部分であり、県に対する要望として積極的に働きかけていただいておりますのか。現段階における進捗度といいますかね、その工事をやろうという話し合いの中の進捗度について聞かせていただきたい。それをまず、補償工事ということは、やはり先延ばしせず一日も早く完成させるのが町の責務であると思います。残る部分の70～80メートルを2年か3年ぐらいの間で完成させるように努力を期待したいのですが、それは可能かどうかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員のほうからご指摘のありました秋葉川の下流の改修についてでございますが、私も現場はこの間見に行ってきたんですけれども、12年度のとくに議員からご質問もいただいております、また重複するような形になるかもわからないですけれども、県のほうにも一応確認はさせていただいたんですが、昭和53年から59年にかけて改修は、自然型護岸ということで断面は確保されるような形で改修がなされたというふうに伺っております。

富雄川が改修される場合、下流のほうの部分ですが、改修されるときには、河床が下がる関係で、秋葉川の合流点付近については、現況の河川掘削工事をされるというふう聞いております。

そういう形で聞いておるんですけれども、今おっしゃられましたように、12年度に右岸側で、橋のちょっと上なんですけれども、上流のほう側で一応積みブロックとかはされております。それは、改修済というか、自然型護岸が一部崩壊したところがあったということで、災害復旧によって一応されたというふうには聞いております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 幸前の自治会からも、これのなにについては、やはり補償工事でやってもらってほしいというよななに。まして、これが自然型の堤防というんですかな、それで改修したというふうには、今現在つぶれるような状況でないですからね、それはそれで納得してもらえるかどうか、それはまた私かて帰って話はさしてもらいますけど、やはり補償工事としてこれは強固な堤防にするのがベストではないのかというふうに思いますけれども。

それと、先ほども申し上げましておりますように、やはり溢水部分、その土砂を上げてあそこへ盛られて、そしてそれが整地というんですかな、ならされることによって堤防も30センチは上がるのではないのかなというふうに安心しておったら、その土を戻されたということで、今どういう工事においても、それから出た土なんかは再利用せずに新たな土を入れるように思いますけど、県については、そういう護岸の堤防工事なんかで搬出した土を再度利用されるのか、それを処分する費用なんかも見積もりの中に入れておるようには思いますけど、それをすべて取り除かれたということに対して、何か工夫があったんかどうかということについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっておられた関係でございますけれども、河川工事で河床の切り下げ等で土砂が出てくるということで、その土砂をその場で低いところに置いておけばということなんだと思うんでございますけれども、河川の河床切り下げ等の河川工事で出てきました、発生しました土砂につきましては、そこに流用するところがあれば流用させていただきますけれども、その以外の部分については、一応決められたところに持って行って廃棄するという形をとっていると思います。

今おっしゃっておられたように、堤防の低いところにそれを置いておいてくれればとい

う形だと思っんですけれども、堤防の高さ面等いろんな難しい面もございまして、そこで採取しました土砂につきましては搬出してどこかへ処分したというふうな形だというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、都市建設部長が県から出向されてきて、そして都市建設部長となっていて、私は非常に期待しておりました。やはり県とのパイプ役として十分に力を発揮していただけるというふうに思っておりました。ところが、それが、私が勝手に期待したんかもわかりませんが、この河川改修ということではなしに、やはり溢水した部分についても何らかの方策、方法をもって、今後発生するかもわからないことに対して、やはり予防措置を講ずるのが行政の仕事ではないのかなと、そういうふうに私は強く心に思っております。今後、県に帰られても、こうした意見があったということをぜひとも県のほうにお伝え願いたいなど、そういうふうに思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、3番目の駒塚古墳の用地費についてということでございます。

平成15年予算の中の駒塚古墳の用地費について問うということで、面積、場所、単価を問うということですが、平成15年2月28日の朝日新聞の奈良版に詳細に記されておりましたが、場所としては東福寺1丁目に存在し、面積は924平米のほか、太子の舎人——調子丸の墓とされる調子丸古墳211平米も含むと報じられています。その買収費として6,177万円を計上していることに対しまして、歴史遺産、遺物に対し、その保存に力を入れておられることに対し何も異論はございませんが、調査終了後の保存措置について、万全であるのかについて少々疑問を感じておるところがございます。やはり不要不急の事業が山積しておる中で、やはり巨額の費用を投じて調査されたあとについても、確たる保存措置がなされておらないように思いますが、後世に残し伝えられることと思しますので、今後も、発掘調査の終わった古墳の現況について、ちゃんと保存されておられるのか。

町内には全部で60数カ所の古墳等が存在するというので、今まで藤ノ木、そして大塚山古墳ですか、それとか瓦塚、仏塚とか、そういう発掘調査がなされておりますが、今現在も駒塚、調子丸古墳を発掘調査されておりますが、その保存方法について、その中で仏塚なんかは、何かあいたままというのか、そのまま放置されておるような、あれでええのかなと。やはり費用を投じて調査した結果そのままほってあるようにも見受けられま

すが、それは町民、あるいはまた他地域の人が来られて、それを自由に見られるようにそのように放置されておるのか。あるいは、瓦塚においては、木でちょっと囲いしたような何かそのような状態のままで置かれておりますが、果たしてそれでいいのかどうかについて、今後も古墳についてはいろいろとまだ発掘調査もなされると思いますけれども、今のところ藤ノ木古墳についてはやっぱり一番重要な古墳ということで

取り組んでおられますが　——大塚古墳についてはちゃんと整備されておりますが、仮に仏塚、あるいは駒塚について、現状のままでいいのかどうかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君）　栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君）　各種古墳の管理状態についてお尋ねいただいているわけですが、仏塚につきましては、以前にも調査をさしていただいて、入り口に門扉をつけて管理をさせていただいております。見学される場合に町に届けていただいて、そしてかぎをあけてごらんいただくというような方法をさせていただいております。

それから、瓦塚につきましても、瓦塚古墳そのものは民地でございます、その所有者の方に管理をお願いしているところでございます。また、瓦窯跡については、これは町のほうで管理いたしまして、囲いをし適正に管理をさせていただいております。

なお、今ご質問いただいております駒塚古墳につきましては、平成15年度で買い上げを計画をいたしておりますけれども、現在調査が一部終わりましたことから、その周辺に仮設フェンスを設置いたしまして管理をさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、こうした古墳につきましても、適正に管理しながら保存に努めていきたいというふうに思いますし、また巡回もしながら適正な管理をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君）　15番、木田議員。

○15番（木田守彦君）　私先ほども申しましたように、歴史遺産、遺物に対しての調査研究、そして保存に対して何ら異議も異論もございませんけれども、やはり斑鳩町においては、今現在も不要不急の緊急を要するような事業が山積しておる中で、それは事業が違うからいうて毎年毎年こうして調査されるということに対してちょっと納得もできへんともありますけれども、ただやはりこれは重要な文化財的な価値があるということでやっていくのはいたし方ないのかなと。やっぱりそういう心と物というのか、それとの間で私自身悩んでおるところでございますけれども、それは町の方針としてやはりそれを残し

ていこうと、現在あるものをちゃんと後世に残していこうということに対しては何ら異存はございませんので。

それと、今後いろんなことをやっていこうと思われている中で、まだこの古墳の中には何十箇所もあると思いますけれども、それらについて順位づけというんですかな、そんなんがあるのであれば、今、駒塚、そして調子丸ということになってきてますよね。その後どういふふうに進んでいくのか。全部でなくても結構ですので、どういふ考え方、方針があるのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） いずれにいたしましても、藤ノ木古墳、あるいは駒塚、調子丸、この関係等について、今現在まだ継続中でございますし、藤ノ木にいたしましても、町民のご要望が高い関係等もございます。あるいはああいう馬具とか、あるいはああいう国宝級のものを、地元から出たものを展示する展示場とか、そういうものについても、やっぱり今後そういうこともかかってまいるわけですから、あるいは調子丸、駒塚の関係等については、聖徳太子の愛馬が眠っているということで、やはり文化庁あるいは県が非常に關心を持っておられるというところでございますから、この関係の調査等やっぱり当面続くわけですから、やっぱり藤ノ木、駒塚、調子丸、それを整理しなければなりませんし、駒塚、調子丸というのは斑鳩町の文化財の保護条例第1号、第2号に指摘しているわけですから、当然この関係等については解明をしていくことが大事であろうし、幸い隣の石油商の関係の方が、今現在整地していただいたということもございますし、この際に駒塚、調子丸をそういう関係から、これもほとんど調査費等については国、県からいただいておりますから、ただ用地は中宮寺の寺領ですから町が買い上げていくと。その関係等については、史跡指定にさせていただくということが一番大事であるんですけれども、なかなか文化庁が認めていただけなかったということになったわけですから、そこらは町が買い取っていきなきゃいけないと。

あるいは藤ノ木の関係等については、8月から、皆さん方が非常に心配いただいた1軒の関係の方については移転をいただいて今整地になっていきますとろを発掘調査し、そして3カ年か4カ年のおくれています関係等については、石組みの関係等について調査研究しながら、19年ぐらいにそういう外から石棺が見えるような関係等について整理をしていただくということで、藤ノ木古墳整備検討委員会等を今現在進めさせていただいております。また、3月の20何日かに藤ノ木古墳整備検討委員会もございますから、当面はこの藤ノ木

古墳と駒塚、調子丸等の関係等について、今整理をしていきたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、いろいろと今まで申し上げましたが、この富雄川の改修を見届けるまでは、私自身選挙に挑戦していきたいと。これをほっておいては、私あそこで安住できないというふうに思っておりますので、それは選挙によることですので何とも言えませんが、そのときにはまたこの問題について協力を求めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明6日は予算審査特別委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後0時13分 散会）